

例外となる野外焼却ガイドライン(案)に対する市民意見 の募集結果と意見に対する市の考え方について

1 実施概要及び結果

- (1) 実施期間： 市広報「伸びゆく三田」9月15日臨時号により10月1日(月)到着分まで
- (2) 閲覧方法： 市広報「伸びゆく三田」9月15日臨時号により全戸配布
- (3) 意見の
提出方法： 住所、氏名、電話番号を記入し、持参、郵送、ファクス、eメールのいずれかで提出。※任意様式
- (4) 意見件数： 234件(41名内、メール12名、FAX12名、
窓口持参11名、郵送6名)

2 意見の内訳

- ①案を修正として反映した意見：44件
 - ・1. 目的のダイオキシンに対する意見：6件
 - ・1. 目的のその他の意見：2件
 - ・4. 対象施設に対する意見：5件
 - ・5. 対象廃棄物に対する意見：3件
 - ・6. 自粛期間に対する意見：21件
 - ・7. 実施方法に対する意見：2件
 - ・9. 減少への取り組みに対する意見：3件
 - ・その他の意見：2件
- ②①以外の意見：190件
 - ・ガイドライン全体に対する意見：33件
 - ・1. 目的に対する意見：7件
 - ・2. 農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却に対する意見：3件
 - ・3. 対象者に対する意見：8件
 - ・4. 対象施設に対する意見：13件
 - ・5. 対象廃棄物に対する意見：20件
 - ・6. 野外焼却の自粛期間に対する意見：1件
 - ・7. 実施方法に対する意見：11件
 - ・8. 地域での取り組みに対する意見：11件
 - ・9. 野外焼却の減少への取り組みに対する意見：21件
 - ・その他の意見：62件

3 意見の概要と市の考え方

【案を修正する意見：44件】

○1. 目的のダイオキシンに対する意見：6件

No	意見の内容（要約）	市の考え方
1	草を焼いてもダイオキシンは出ない。正しく書いて欲しい。	「1目的（1）の野外焼却」は、草木に限らず一般的な野外焼却を示していますが、誤解を与えないよう「燃やすものによっては」の文言を追記します。
2	目的の本文「野外焼却は・・・生活環境を悪化させることとなります。」、主語が野外焼却となっていますが、ここでは産業廃棄物の野外焼却と農家の行なう適切な野外焼却が混同して書かれており、適切に農家が行なう野外焼却がダイオキシン類の有害物質の発生による大気汚染を起こすかのように捉えられてしまうのではないのでしょうか。 大気汚染の事まで話を広げるのであれば火を着けるだけで自然に帰る草木に人的な労力をかけ、燃料を消費してクリーンセンターに運び電力や燃料を使いながら焼却する事の方が大気汚染につながるように思います。	法令では、農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却を焼却禁止の例外としていますが、その場合であっても、法律の目的が、生活環境の保全であることから、生活環境への著しい支障がない範囲で行わなければならないことをご理解願います。 「1目的（1）の野外焼却」は、草木に限らず一般的な野外焼却を示していますが、誤解を与えないよう「燃やすものによっては」の文言を追記します。
3	目的（1）野外焼却の禁止、今回問題となっているのは農作業なので、ダイオキシン、大気汚染などの公害問題からは出来るだけ切り離れた方が良いのではないかと。	「1目的（1）の野外焼却」は、草木に限らず一般的な野外焼却を示していますが、誤解を与えないよう「燃やすものによっては」の文言を追記します。
4	この文面では野外焼却が全てダイオキシンを発生して環境汚染につながるような印象を与えます。実際に枯草や稲わらを焼却した場合にダイオキシンが発生するのでしょうか。煙害＝ダイオキシンといった印象のある文面は再考ねがいます。	「1目的（1）の野外焼却」は、草木に限らず一般的な野外焼却を示していますが、誤解を与えないよう「燃やすものによっては」の文言を追記します。
5	草、稲わら、野菜残さ、竹、樹木の枝等を焼くことでダイオキシンが発生するかなのような表記は非科学的で迷信を拡げているような感を受けます。	「1目的（1）の野外焼却」は、草木に限らず一般的な野外焼却を示していますが、誤解を与えないよう「燃やすものによっては」の文言を追記します。
6	目的の場所が間違っている。草や枝、竹を焼いてもダイオキシンは出ない。これは農会長会で	草木からのダイオキシンの発生を評価した文献もあることから発生するものと考えていま

<p>も出たはず。嘘の内容で意見を求めるのはどうか。野焼きしたら毒ガスが出るなんて書いたら誰でも反対する。こんな嘘の情報で意見を求めても意味ないし、野焼き反対を誘導してるように見える。この記事の訂正版を出すべき。</p>	<p>す。 「1 目的（1）の野外焼却」は、草木に限らず一般的な野外焼却を示していますが、誤解を与えないよう文面を改めます。</p>
--	--

○ 1. 目的のその他の意見：2 件

No	意見の内容（要約）	市の考え方
7	<p>ガイドラインに廃棄物処理法施行令第十四条法第十六条の二第三号の政令で定める例外行為の全体を記載願いたい。ガイドライン(案) 1. 目的において、野外焼却禁止例外の規定は農地に関するものだけではありません。市民の殆どが本件に関する知識がないことから、知識が偏ることで誤解を招く恐れがあります。他の自治体も実施されてるように法律の内容全体を記載するべきと考えます。法律が他にも「風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却」や「たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの」なども許容されていることから法律が地域や個人について配慮する余地を残していることを理解できると思います。</p>	<p>参考として関係法令を掲載いたします。</p>
8	<p>農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却において、農地の多面的な機能については、もう少し詳しく記載いただき農業従事者以外の市民に、より一層ご理解いただけるよう配慮いただきたい。</p>	<p>「農地の多面的な機能」の表現を「農業の多面的な機能」に改めます。</p>

○ 4. 対象施設に対する意見：5 件

No	意見の内容（要約）	市の考え方
9	<p>市道の法面や河川堤防の草刈りは、地域住民の協力でのより地域コミュニティの一環として、地域の環境保全を目的として、年数回実施してきたが、今後ガイドラインの対象外となるため、集落では実施しない。従って、市及び県の負担において実施されたい。このことで、市及び県の費用負担が増加することは、現在、行われて</p>	<p>ほ場、畦畔、農道・農業用水路の法面、ため池の堤体に隣接した道路は本ガイドライン（案）の対象です。「4 対象施設（2）」に河川を追記します。 農業を営むためにやむを得ない野外焼却であっても、法令の範囲内で、生活環境の保全に著しい支障を及ぼさない範囲で限定されることをご</p>

	いる行政改革に逆行するものとする。ただし、集落内の従来からの慣行による焼却が認めただけなのであれば、今後も市道法面及び河川堤防の草刈りは、引き続き集落内住民の協力のもと実施することは可能である。	理解願います。
10	対象施設には市や公的機関が所有する処もあるが、これらの扱いは。また、河川敷の扱いは。	「4 対象施設（2）」に河川を追記します。
11	対象施設としてもガイドラインに廃棄物処理法施行令第十四条 法第十六条の二第三号の政令で定める例外行為の対象も追加検討願いたい。ガイドライン(案)の対象施設は農地に限定しすぎている。市道や公共の場も追加すべきと考えます。現在市道の除草は市街地のついでには市から業者に委託し実施されていますが、それ以外は主に農業従事者が実施しています。もっと大きな観点から作成すべきではないでしょうか。この配慮がなければ市道は平等の観点から全て市が除草する義務があるものと考えます。財政面からも配慮されるべきと考えます。	本ガイドライン（案）は、農業を営むためにやむを得ない廃棄物の焼却について示しておりますのでご理解いただけますようお願いいたします。参考として法令を掲載します。 「4 対象施設（2）」は市道、県道、国道を含みます。また、河川を追記します。
12	市道や河川敷に雑草は刈るので、焼却できないなら、市で持って帰ってもらわないと困る。	市道や河川敷に雑草は刈っていただき感謝申し上げます。 ほ場、畦畔、農道・農業用水路の法面、ため池の堤体に隣接した道路は本ガイドライン（案）の対象です。「4 対象施設（2）」に河川を追記します。 農業を営むためにやむを得ない野外焼却であっても、法令の範囲内で。生活環境の保全に著しい支障を及ぼさない範囲で限定されることをご理解願います。
13	これまでも農地に隣接する区市管理の河川や道路等の法面は、すべて関係農家が草刈及び焼却等の作業を行っており、害虫駆除や安全性の確保、環境保全に大きく寄与している現状を十分念頭に置き、慎重な上にも慎重を期して対応されることを望みます。	市道や河川敷に雑草は刈っていただき感謝申し上げます。 ほ場、畦畔、農道・農業用水路の法面、ため池の堤体に隣接した道路は本ガイドライン（案）の対象です。「4 対象施設（2）」に河川を追記します。 農業を営むためにやむを得ない野外焼却であっても、法令の範囲内で。生活環境の保全に著しい支障を及ぼさない範囲で限定されることをご

		理解願います。
--	--	---------

○5. 対象廃棄物に対する意見：3件

No	意見の内容（要約）	市の考え方
14	対象廃棄物としてもガイドラインに廃棄物処理法施行令第十四条 法第十六条の二第三号の政令で定める例外行為の対象も追加検討願いたい。ガイドライン(案)の対象廃棄物は農地に限定しすぎている。廃棄物処理法施行令第十四条 法第十六条の二第三号の政令で定める例外行為については全く配慮されていない点が残念です。たとえば林業従事者や「風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却」や「たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの」も追加すべきと考えます。そうすることで市民全体の理解に繋がると考えます。	本ガイドライン（案）は、農業を営むためにやむを得ない廃棄物の焼却について対象としておりますのでご理解をお願いします。参考として関係法令を掲載します。
15	対象廃棄物の（2）刈り草とあるが、圃場内のヒエ等の雑草は抜き取って乾燥焼却するので刈り草及び雑草類等に変更されたい。	ご意見どおり刈り草及び雑草類に修正します。
16	対象廃棄物の（6）対象廃棄物から除外の④、⑤、⑥については、削除されたい。廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却）第14条第5項、たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって、軽微なものに該当することは明白であることから、本ガイドライン案にて対象廃棄物から除外することは同施行令を逸脱するガイドラインである。	本ガイドライン（案）は、農業を営むためにやむを得ない廃棄物の焼却について対象としておりますのでご理解をお願いします。なお、参考として関係法令を掲載します。

○6. 自粛期間に対する意見：21件

No	意見の内容（要約）	市の考え方
17	野外焼却の自粛期間がなぜ11月から12月なのか、どんな根拠があるのか。気候も安定し気温も少し寒いぐらいで草刈、草焼きに適している。また畦焼きが1月から3月が良いと書いてあるが、その時期は寒い、雪も降り霜もあり草が乾かない。気候のことが分かっているのか疑	稲わら、もみ殻のすき込みによる有効利用を促進するため、自粛期間を設けることを考えておりましたが、ご意見を受け推奨期間に改めます。

	問。	
18	ガイドライン(案)を出してから意見を募集し、反映するということでしょうか、例えば自粛期間などは、一度公表してしまえば(案)であるかないかに関わらず、市民の皆さんの意識に残ってしまうと思います。	ご意見を考慮の上、最終的なガイドラインを確定します。なお、稲わら、もみ殻のすき込みによる有効利用を促進するため、自粛期間を設けることを考えておりましたが、ご意見を受け推奨期間に改めます
19	野外焼却の自粛期間はまったく不要だと思います。そもそも野焼き問題の解決には関係ないと思います。農業者の野焼きは11月1日から12月31日も必要ですし、市は罰則もないので努力規定と言いますが、自粛期間がある事によって、「自粛期間であるにも関わらず野焼きをしている」という通報に確実に繋がります。	稲わら、もみ殻のすき込みによる有効利用を促進するため、自粛期間を設けることを考えておりましたが、ご意見を受け推奨期間に改めます。
20	野焼きの自粛期間については反対です。野焼き物の状況・状態により、従事者は確認し、作業をおこなうものなのです。もちろん、まわり周辺に、迷惑を架けることはいけません。しかし、「おたがいさま」という言葉があります。隣・近所は、たがいに協力し合って生活してきているのです。	稲わら、もみ殻のすき込みによる有効利用を促進するため、自粛期間を設けることを考えておりましたが、ご意見を受け推奨期間に改めます。
21	11月12月の焼却を控えることは反対です	稲わら、もみ殻のすき込みによる有効利用を促進するため、自粛期間を設けることを考えておりましたが、ご意見を受け推奨期間に改めます。
22	野外焼却の自粛期間、11月1日から12月31日まで、何故いけないのか。	稲わら、もみ殻のすき込みによる有効利用を促進するため、自粛期間を設けることを考えておりましたが、ご意見を受け推奨期間に改めます。
23	11月12月の自粛はおかしい。10月中頃まで稲刈をし、11月12月には黒豆、枝豆など畑の後処理もあり、又、田、あぜの草刈など周辺整備をするのは常です。あえて自粛期間を設けるなら雪が降り仕事がしにくい1月2月とすべきではないか。	稲わら、もみ殻のすき込みによる有効利用を促進するため、自粛期間を設けることを考えておりましたが、ご意見を受け推奨期間に改めます。
24	野外焼却の自粛期間については、三田市も南部から北部まで広域にわたっており、それぞれの地域事情が異なるため、一律に自粛期間を設けるのは適切ではないと考えます。自粛期間については削除をお願いします。	稲わら、もみ殻のすき込みによる有効利用を促進するため、自粛期間を設けることを考えておりましたが、ご意見を受け推奨期間に改めます。
25	自粛期間の11月1日から12月31日までの	稲わら、もみ殻のすき込みによる有効利用を促

	期間でも農作業の一環として野外焼却は必要な場合があります。	進するため、自粛期間を設けることを考えておりましたが、ご意見を受け推奨期間に改めます。
26	自粛期間としての運用は理解するが、自然を相手にしており、個人として対応できない面もあることから、ガイドラインの整備にあたっては、禁止事項として罰則規定等を設けることなく、あくまで自粛期間としてやむをえない場合は農家の判断に任せる対応としてもらいたい。	稲わら、もみ殻のすき込みによる有効利用を促進するため、自粛期間を設けることを考えておりましたが、ご意見を受け推奨期間に改めます。
27	誰が自粛期間 1 1 月 1 日～1 2 月 3 1 日迄と決めたのか？燃やすゴミ袋に入れてまで出来ない。	稲わら、もみ殻のすき込みによる有効利用を促進するため、自粛期間を設けることを考えておりましたが、ご意見を受け推奨期間に改めます。
28	野外焼却の自粛期間の設定については、農業者にとってはとんでもない話である。仕事を持ちながら兼業農家も多くある中で、1 1・1 2 月は、農業の繁忙期ではないかもしれないが、この時期にしかできない忙しい人も多くいる。ましてや、地域で野外焼却の自粛期間や自粛日を設定するなど、論外である。効果的な農作物の生産を図るためには野外焼却は農業者にとって、年間を通して重要な作業の一つである。	稲わら、もみ殻のすき込みによる有効利用を促進するため、自粛期間を設けることを考えておりましたが、ご意見を受け推奨期間に改めます。
29	野外焼却の自粛期間を設定する必要はない。1 1 月 1 2 月は水稻の収穫が終わり次年度に向けて水田を準備する時期である。コンバイン刈りされた稲わらを堆肥化するためには、少なくとも年内に圃場にすき込む必要がある。そのためには圃場の耕起までにくん炭焼きや作物残さの焼却をしておく必要がある。また 1 1 月 1 2 月は特産物の「黒大豆」の脱粒による豆殻の焼却や「山の芋」のつる、またナスやピーマンの残さ焼却などがある。これらをこの時期に焼却しておかないと、特別な場所を確保する必要が生じる。また長期にわたり放置しておくと水分を含み、焼却するとき多くの煙を発生させることになる。このようなことから野外焼却の自粛期間を設定することは望ましくない。	稲わら、もみ殻のすき込みによる有効利用を促進するため、自粛期間を設けることを考えておりましたが、ご意見を受け推奨期間に改めます。
30	野外焼却の自粛期間において、内容的には「野外焼却を控え・・・努めましょう。」となっているが、適法に焼却するのであれば、敢えて自	稲わら、もみ殻のすき込みによる有効利用を促進するため、自粛期間を設けることを考えておりましたが、ご意見を受け推奨期間に改めます。

	<p>粛期間を設ける必要はない。農業者側からすれば焼却しにくくなる上に、同期間は黒大豆等の収穫物の残さを焼却する時期であることから、削除されたい。</p>	
31	<p>自粛期間について、農業は天気天候に左右される。特に11月から12月は秋の実り残さ物などを片付ける。</p>	<p>稲わら、もみ殻のすき込みによる有効利用を促進するため、自粛期間を設けることを考えておりましたが、ご意見を受け推奨期間に改めます。</p>
32	<p>例外となる野外焼却に自粛期間は設定しないでください。あくまで必要な焼却です。</p>	<p>稲わら、もみ殻のすき込みによる有効利用を促進するため、自粛期間を設けることを考えておりましたが、ご意見を受け推奨期間に改めます。</p>
33	<p>農家に野焼きの自粛期間を求めるのはおかしいと思います。いつ三田市において自粛期間が決められたのでしょうか。文中に自粛期間ですとあります。</p>	<p>稲わら、もみ殻のすき込みによる有効利用を促進するため、自粛期間を設けることを考えておりましたが、ご意見を受け推奨期間に改めます。</p>
34	<p>自粛期間の根拠がない。季節的に窓の開放や洗濯物の時間も限られている。</p>	<p>稲わら、もみ殻のすき込みによる有効利用を促進するため、自粛期間を設けることを考えておりましたが、ご意見を受け推奨期間に改めます。</p>
35	<p>野外焼却の自粛期間について、畦畔の草刈や土手焼きは、病害虫を駆除する大切な作業のひとつである。「効果的な農作物の生産を図るため、11月から12月の2か月間は野外焼却を控え」とあるが、何のための2か月間か？水稲も品種により刈取り適期も異なるうえ、特に昨今の異常気象により農作業も大きくずれ込んで来ている。また、長期間、刈り草を放置するとミミズが湧き、モグラの被害から畦畔を傷め、崩れの原因ともなる。農作業の実態に即した対応が必要であり、期間を定めるのは適切ではない。</p>	<p>稲わら、もみ殻のすき込みによる有効利用を促進するため、自粛期間を設けることを考えておりましたが、ご意見を受け推奨期間に改めます。</p>
36	<p>野外焼却の自粛期間の11月1日から12月31日の間を一律に期間設定するには無理がある。10月下旬から11月には黒大豆枝豆、年末にかけては小豆に正月用黒大豆出荷を控え残渣もでる。市が各集落において説明会を開催し農家の意見に率直に耳を傾けて、その意見を集約するところから信頼関係が生まれるものと言える。紙上だけで事足れるとするには、いささか問題が山積ではないか。</p>	<p>稲わら、もみ殻のすき込みによる有効利用を促進するため、自粛期間を設けることを考えておりましたが、ご意見を受け推奨期間に改めます。その他、ご意見として承ります。</p>

37	<p>自粛期間は林業などでは生活を圧迫するものですが、対象や地域性も考慮し設定するべきと考えます。ガイドライン(案)の自粛期間でも、廃棄物処理法施行令第十四条 法第十六条の二第三号の政令で定める例外行為について配慮すべきと考えます。市街近郊と山間部また業種や対象においては差があるべきです。すべて同一ということは再検討いただきたい。住宅街に近接する農家は実際に煙害が発生している場合があります。行政は苦情の状況によっては市街化区域への編入も検討されるべきと考えます。</p>	<p>本ガイドライン(案)は、農業を営むためにやむを得ない廃棄物の焼却について対象としておりますのでご理解をお願いします。なお、参考として関係法令を掲載します。</p> <p>山間部であっても、法律の目的が生活環境の保全であることから、生活環境への著しい支障がない範囲で行わなければならないため、全市域を対象としています。</p>
----	---	---

○7. 実施方法に対する意見：2件

No	意見の内容(要約)	市の考え方
38	<p>実施方法、(2)焼却物を少量ずつ小山にし、同時に燃やさない事、とはどれ程の手間と時間がよいか。(4)水のない処(棚田など)はどうするのか。土や消火器などでは駄目か。注意事項の欄：簡単な焼却炉、ドラム缶での焼却は認めているのか。伸び行く三田は農家に限らず、全ての市民が読んでいるが、一般市民に誤解を与えないか。</p>	<p>「7実施方法(2)」は、生活環境の保全上著しい支障をきたす野外焼却をさけるための項目です。ご理解をお願いします。</p> <p>「7実施方法(4)」は「必要に応じて消火用の水や消火器などの消化用具を用意しておく。」に修正します。</p> <p>「7実施方法 注意事項」の「焼却炉、ドラム缶での焼却」は誤解を招く恐れがありますので削除します。</p>
39	<p>実施方法の(4)「消火用の水を用意しておくこと。」延焼、火災事故を防止する観点から重要であります。地形や場所から判断し水が必要な場合もあることから、「消火用の水を必要に応じて用意しておくこと」に変更を要望します。</p>	<p>「7実施方法(4)」は「必要に応じて消火用の水や消火器など消化用具を用意しておく。」に修正します。</p>

○9. 減少への取り組みに対する意見：3件

No	意見の内容(要約)	市の考え方
40	<p>野外焼却の減少への取り組みのア自走式草刈り機の導入で「自走式草刈り機は・・・不要となります。」は不要となるとは言い切れないのでは。</p>	<p>「不要となります」を「削減されます」に改めます。</p>
41	<p>自走式草刈機を使えば、刈り草の野外焼却は不要となっておりますが、必要です。その理由は、そのままにしておくとミミズが多く発生し、そ</p>	<p>自走式草刈機は、草があまり大きくなならないうちに細断することにより、草のボリュームが減り、そのまま放置しても微生物により分解され</p>

	れをモグラが食べに来て、畦畔が穴ぼこ状になり崩壊する危険性です。また、刈り草に虫が多く発生し、農産物に被害が出ます。	ます。 「不要となります」を「削減されます」に改めます。
42	自走式草刈機は、作業の軽減が図れるだけでなく、刈り草の分解早く野外焼却は不要となるんですか。	自走式草刈機は、草があまり大きくなならないうちに細断することにより、草のボリュームが減り、そのまま放置しても微生物により分解されます。 「不要となります」を「削減されます」に改めます。

○その他の意見：2件

No	意見の内容（要約）	市の考え方
43	（案）の中に地産地消についての記載が必要である。三田市は田園都市として発展してきた。その中で農業の果たす役割は多大である。その具体例として（案）の中で「里山景観」や「農地の多面的機能」について触れられている。しかし、「地産地消」に関して触れられていない。地元で生産された新鮮な農産物を安全で安心して入手できるという三田の農業が果たしている役割は市民にとって大切なものである。このような三田での農業の果たしている役割が理解されれば野外焼却の例外が理解できるのではないだろうか。もちろん煙害により周辺住民に迷惑をかけるような事のないように配慮するのは当然のことである。	ご指摘のとおり、地産地消の記述も追加します。また、住宅地域と農村地域に暮らす人々が、それぞれの生活や文化をお互いが理解し尊重し合うことが大事だと考えます。
44	「農地の多面的な機能」ではなく「農業の多面的機能」であるべきである。（案）の中では「農地の多面的な機能」となっているが「農業の多面的機能」の方がより幅広い機能があることとして理解される。また、野外焼却禁止の例外規定は「農業を営むため」の例外規定である。「農業の多面的機能」とは、「国土の保全」「水源のかん養機能」「自然環境の保全機能」「良好な景観の形成機能」「文化の継承機能」「保健休養機能」「地域社会の維持活性化」「食料安全保障」と言う役割を持っている。（農水省ホームページより）	「農地の多面的な機能」の表現を「農業の多面的な機能」に改めます。

	(案) 2の囲み枠内の「伝統文化を継承する役割」は「農地の多面的な機能」ではなく「農業の多面的機能」である。	
--	--	--

【市の意見を示した意見：190件】

○ガイドライン全体に対する意見：33件

No	意見の内容（要約）	市の考え方
45	全く納得できない案です。そもそも案をなぜ広報に載せるのか。	本ガイドライン(案)を定める過程において、事前に公表し意見を募集し、その意見を考慮した上で最終的なガイドラインの確定を行うものです。
46	なぜ、三田市全域の農家に規制をかけるのか。	本ガイドライン（案）は法令の範囲内で、例外となる野外焼却について、対象者、対象施設、対象物、実施方法等を定めており、新たに規制するものではありません。
47	農村地域の事が何もわかってない、結論ありきのガイドライン案である。	結論ありきでなく、この度皆様からいただきましたご意見を考慮の上、修正案に反映させます。
48	意見を聞いて。その意見をどうするのか。	いただいた意見を考慮の上、最終的なガイドラインの確定を行います。
49	もう少し農家の意見を聞いて、公平な立場で作って貰いたい。	農家の方からいただきましたご意見を考慮の上、修正案に反映させます。
50	ガイドライン（案）の調整についてJAや農会長会等の意見を反映して欲しいと言う要望を聞きながら、何ら反映せずに出されたことは残念です。	JA役員及び農会長会並びに市民の皆さんからいただいたご意見を考慮の上、修正案に反映させます。
51	伸びゆく三田臨時号においても「ご意見を募集します」とありますが、募集するだけでなくしっかりと反映させて頂く事を期待します。	市民の皆さんからいただいたご意見を考慮の上、修正案に反映させます。
52	ガイドライン全般に農家に対しての要望（規制）が多いと思います。もっと農家の行なう野外焼却の正当性を前面に出して頂きたい。	法令では、農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却を焼却禁止の例外としていますが、その場合であっても、法律の目的が、生活環境の保全であることから、生活環境への著しい支障がない範囲で行わなければならないことをご理解願います。
53	野焼きは農業者の生活問題であります。農業は日本にとって、最も基本的な伝統的産業であり、	地域の生活環境と農業振興の調和が図られるよう、ガイドラインを定めます。

	国土保全の土台でもあります。農業の従事者の高齢化、少数化は食料の安全保障にとっては大きな問題であります。このガイドラインは農業者への気配りが感じられません。	
54	「例外となる野外焼却のガイドライン」は農水省方針との整合性が採れてません。農水省は「食料・農業・農村基本計画」（平成27年3月31日閣議決定）で稲わらは燃やさず循環利用するよう推奨しています。ガイドラインに掲げる対象廃棄物は農業であれば殆ど焼却が認められる形になってます。原則と例外が反転しているのではないのでしょうか。このガイドラインは、「野焼き反対派、野焼きしたい派（特に営農者）どちらにも悪く思われたくない」という防衛本能が透けてみえます。どっちつかずのガイドラインは市民生活に混乱を招くだけです。原則は焼却禁止。廃掃法の趣旨を読み違えないようにしてください。農水省が示している「環境保全型農業」の方針をきちんと踏襲したガイドラインに修正されますよう望みます。	本ガイドラインでも、「6 野外焼却の自粛期間」の項目において、稲わら、もみ殻を有機資源として活用を推奨しています。 また、「1 目的」において、野外焼却は原則禁止であることを謳い、例外となる野外焼却であっても、周辺地域の生活環境の保全上、著しい支障を生じないものに限って認められるとしています。 本ガイドライン(案)は、農業者に例外規定となる野外焼却の指針として具体的に示し、続いて、野外焼却によらない畦畔の管理方法を挙げ野外焼却の削減を目指したものです。
55	野焼きのガイドライン(案)作成されているが、農家と非農家と考えや見方が違うと思う。ガイドラインによって、又トラブルが起こると思う。農家の人は考えて焼いている。厳しく取り締まると農業継ぐ人がいなくなる。農地が荒地になり農業がつぶれる。	法令では、農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却を焼却禁止の例外としていますが、その場合であっても、法律の目的が、生活環境の保全であることから、生活環境への著しい支障がない範囲で行わなければならないことをご理解お願いします。
56	このガイドライン案はJAや農会長会の意見を反映されているのか。農家よりも一般市民の立場にたつての考えであるように思います。農家の野外焼却は農作業の最も大切な作業の一つです。それを一般の人にももっと理解してほしい。	JA及び農会長会並びに市民の意見を考慮の上、最終的なガイドラインを確定します。 また、農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却は農作物の病害虫の駆除など農村社会の慣習として日常的に行われてきたことで、農村の豊かな景観などの多面的機能を有していることを紹介しています。
57	この度の、例外となる野外焼却のガイドライン(案)の趣旨は理解できるが、内容については農業者の規制に関することばかりで、非農業者に対する一定の理解を求める市の考え方がない。これでは、農業者いじめでしかないと考える。	「2 農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却」で野外焼却の必要性、農地の多面性を謳い、非農家の方々に理解を求めています。 本ガイドライン(案)については、警察と協議し

	また市が標記のガイドラインを作成しても警察の動きはどうなるのか。	てまいります。110番通報があれば、状況によって注意、事情聴取等を行わなければならないのが、警察の立場であると考えます。周辺的生活環境に著しい支障がない範囲での野外焼却をお願いします。
58	(案)について寄せられた意見は集約して市民に提示すべきである。今回、広報紙等を通して三田市は(案)に関する意見を広く市民から求められた。どのような意見が寄せられたかということについては、意見を出す出さないに関わらず多くの市民が関心を持っている。出た意見を見ることでみんなが考える機会にもなるので、集約した意見の提示が必要であると考え。記名での意見集約なので無記名のものについては取り上げる必要は当然ない。	いただいたご意見に対して市の考え方をホームページに掲載します。
59	目的の野外焼却の禁止及び周辺地域の生活環境に与える影響に配慮した地域での取り組みにおいて、ダイオキシン類の有害物質による大気汚染、悪臭、煙害等とありますが、野焼きすることが全ての市民に影響を及ぼすイメージを与える表現である。又、本ガイドライン案は一部の市民のための目線になっていないでしょうか。野焼きは、農業者は法律により定められ、許容された適法妥当な行為である前提での表現に変更されたい。	法令では、農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却を焼却禁止の例外としていますが、その場合であっても、法律の目的が、生活環境の保全であることから、生活環境への著しい支障がない範囲で行わなければならないことをご理解願います。
60	ガイドラインを作成し条例を制定するとのことですが、書面の体裁を固めることより、なぜ、焼却作業が必要なのかを市民全体に周知徹底し共有することが先決ではないでしょうか。このガイドラインは農業従事者に制約するためだけのものにしか、受け止められない。これまで同様に作業できることを願います。	市民の皆さんに農業を営むための野外焼却について正しく理解していただくとともに、農家の皆さんに一定の配慮をしていただきたく、広報紙で配布を行い、意見を募集しております。本ガイドライン(案)は法令の範囲内で、例外となる野外焼却について、対象者、対象施設、対象物、実施方法等を定めており、新たに規制するものではありません。
61	農業者が行う焼却に制約をするのであれば、焼却物を市が無償で回収する等、市全体の問題として、農業従事者のみに負担を与えない対応を願います。	市として、野外焼却を減少させる必要な施策を講じてまいりますのでご理解をお願いします。
62	意見の徴収方法について、三田市が自ら何が問	市民の皆さんから寄せられた意見を考慮の上、

	<p>題になっているのか、集会等で意見を伺いなど幅広く意見を募っていただきたい。今回の件は三田市が一つになるチャンスと捉え、市全体の問題として、幅広く意見を徴収し、解決に向けて対応していただきたい。</p>	<p>修正したガイドラインを盛り込んだ条例（案）の意見交換会を開催する予定です。</p>
63	<p>基本的には、専門家の意見を取り入れてやるもの。</p>	<p>本ガイドライン（案）は、専門家にアドバイザーとして、検討会議に参加いただき策定しています。</p>
64	<p>あまり細かく決めると、農業に対するモチベーションが下がり、耕作放棄地の増加につながります。</p>	<p>市民の皆様が、法令の範囲内での例外となる野外焼却について、相当性と合理性から予見可能なものを一定判断できる基準として定めております。</p>
65	<p>兵庫県の意見書にも当ガイドライン案は不適切であり、「野焼き削減のためのガイドライン」に変更するよう求められています。さらに、兵庫県警の文書、およびオンブズ制度の回答においても野焼きが違法かどうかは法目的に照らし合わせて判断されると言われています。いくら農業者から野焼きしたいと訴えられても市の責務は野焼きしない方法を指導するべきであり、野焼きを許可する権限はありません。もし許可したとしても、被害を受けた市民が告発すれば違法に問われる可能性があります。実際に、山口県では市から許可を受けた野焼きで罰金50万の命令を受けた事例があります。従来 of 三田市の姿勢では農業者を混乱させるだけです。</p>	<p>兵庫県からは、本ガイドライン（案）に対する意見を文書でいただきましたが、不適切との記述はありませんでした。なお、ガイドラインの名称については、制定を予定しております条例の条文に併せることとします。</p> <p>なお、本ガイドライン（案）は法令の範囲内で、農家の皆さんに一定の配慮をしていただきたい事項を定めたものです。</p>
66	<p>ちゃんとガイドラインを作るなら、消防や警察、農水省との調整も済んでいるのでしょうか。三田市で農業をしている農家は、三田市在住だけではない。私が知っている農家は宝塚市在住です。こんなやり方で、いいのですか。後日、農家の署名入りであらためて意見を出しにいきます。</p>	<p>消防とは調整済みで、警察とは調整を図っております。農水省との調整は行っておりません。</p>
67	<p>大気汚染の原因となる野焼きを減らす取り組みは、環境省・農林水産省が進めているものですが、当ガイドライン案は農業の野焼きを容認し、市民に苦痛と我慢を強いる印象を与えるものです。市の責務としては、「燃やすためのガイドラ</p>	<p>本ガイドライン（案）は、冒頭に野外焼却は原則禁止と記載し、また、資源循環型農業への取り組みの推奨も記載しております。</p> <p>ガイドラインの名称については、制定を予定しております条例の条文に併せることとします。</p>

	イン」ではなく、「燃やさないためのガイドライン」を作成するべきです。兵庫県が三田市に宛てた意見にも「野外焼却削減のためのガイドライン」へ変更するよう提言されています。三田市の環境と市民の健康を守るため当ガイドライン案の全面的な改正を求めます。	
68	<p>新しいガイドライン案：環境省や農林水産省の通知・方針・市や事業者の責務、すでに各地で実施されている作物残さ・雑草処理方法などを考慮すると理想のガイドラインとして以下の内容を盛り込むことを要求します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農業廃棄物であっても原則焼却禁止。 2. 作物残さや雑草等の有機物は資源として有効活用する。 3. 資源として利用できない場合は適正処分する。 4. 「やむを得ないとは害虫駆除や最低限度の肥料採り等のことで、すべての野焼きが除外されるものではありません。」の一文を記載する。 5. 「やむを得ない場合であっても、生活環境保全上の支障が生じる場合は、改善命令等の対象となり、これに従わない場合は処罰の対象となります。」の一文を記載する。 6. 野外焼却の減少への取り組みを記載する。 <p>山形県、新潟県などでは行政が燃やさない指導を徹底しています。新しいガイドラインが他の自治体の参考になるような、環境に配慮した理想のまちづくりのきっかけになることを期待しています。</p>	本ガイドライン（案）は地域の生活環境と農業振興の調和が図れるよう一定の事項を記載しております。
69	新聞に野焼きが記載されていたが、ガイドラインを作成するから問題が起きるのである。農家の方は気を使って作業を行っている。条例を作ったら、守っている、守っていないで問題が起きる。すぐに廃案にすべき。	本ガイドライン（案）は、農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却であっても、生活環境の保全について一定の配慮をお願いするとともに、市民の皆さんに農業を営むためにやむを得ない野外焼却について正しく理解していただくため策定したものですのでご理解をお願いします。
70	ガイドラインは「野焼きをやめましょう」の立ち位置で書かれたものと思えません。農家	法令で野外焼却は原則禁止されており、法令の範囲内で本ガイドライン（案）は、農業を営む

	は燃やしたくて燃やしているのではありません。そうしなければ、営農行為が出来ないからです。もちろん周囲に配慮するのはあたり前のことです。野焼きは自然環境に優しい農業をする上で必要です。農薬漬けにするのですか。	ためにやむを得ない廃棄物の焼却を行うにあたって、対象施設、対象物、実施方法等一定の基準を定めたものでありますのでご理解をお願いします。
71	広報で例外となる野焼きのことを取り上げる目的は非農業者に対して理解を求めるものであると思っておりましたが、繰り返し「農業者に対して配慮を求める」という文章が出てくることは納得できません。「農家の皆さんに一定の配慮をしていただきたい事項を定めたガイドライン（案）を取りまとめた」とありますが、8月上旬にJA役員や8月末にJA支店別農会長で農業者に向かっては何度も話し合いを持たれているのにも関わらず、この文言はどうしたことかと不信に思っております。	本ガイドライン（案）は、農家の皆さんに農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却であっても、生活環境の保全について一定の配慮をお願いするとともに、市民の皆さんに農業を営むためにやむを得ない野外焼却について正しく理解していただくため策定したものですのでご理解をお願いします。 JA役員及び農会長会並びに市民の皆さんからいただいた意見を考慮の上、最終的なガイドラインを確定します。
72	誰を対象にしたガイドラインなのか。農業者と市民の受け入れ方に乖離がないようにしてほしい。	本ガイドライン（案）に示しています対象者が農業を営むためにやむを得ないものとして行われる野外焼却について規定したものです。 農業を営むためにやむを得ないものとして行われる野外焼却に関しては、すべての市民が正しく理解する必要があると考えます。
73	そもそもガイドラインは必要なものなのか。	現在、三田市では野外焼却について、多くの苦情が寄せられています。本ガイドライン（案）は、地域環境と農業振興の調和をめざして、すべての市民が野外焼却に関して、正しく理解していただくためにガイドラインを定める必要があると考えます。
74	オンブズパーソン意見申立6号調査結果通知書の内容を改めて精査し、適切に反映させるべきである。三田市が広報で三田市民全体へ公表した「例外となるガイドライン案」には、明らかに三田市オンブズパーソン意見申立6号調査結果通知書の内容が反映されていない。意見申立6号調査結果通知書の内容を改めて精査し、三田市の過ちを認め、適切に反映させるべきである。	オンブズパーソンの調査結果も考慮し、本ガイドライン(案)を定めました。
75	平成30年8月28日の兵庫県環境整備課との	兵庫県環境整備課からの本ガイドライン（案）

	協議、及び同年9月4日付の兵庫県環境整備課の回答文書の意見を適切に反映させるべきである。	に対する意見については、三田市の考えを返答しております。
76	公表されているガイドライン案は、野外焼却を行っても良い「対象廃棄物」「対象施設」「対象者」をリストにして周知するものであり、農業者が行う野外焼却行為が「やむを得ないもの」として行われる限定的に例外として扱われるべき事を周知したものでは無い。国である環境省の正しい法解釈、及び兵庫県環境整備課の考え方や意見の通り、例外として扱われる行為であるか否かは、法目的である生活環境保全の向上等に照らし合わせた上で個別に判断されなければならない。しかし、ガイドライン案に記載される「対象廃棄物」「対象施設」「対象者」を記載すること自体が、既に個別判断しないということになる。従って、野外焼却を行っても良いとされ、例外とされる「対象廃棄物」「対象施設」「対象者」は当然に削除すべきである。	個別具体的に判断するにあたって、同じ判断をするためには一定の判断基準が必要と考えます。
77	環境省は、農業者の稲わら等の野外焼却により、PM2.5有害物質が排出されていると平成30年3月に文書を通知している。その上で、全国の自治体で農業者が行う稲わら等の焼却を減らしていく施策をアンケート調査した結果を別添資料として添付し、それを参考にして、各自治体が野焼きを減らしていく施策を参考にすべきであると通知している。三田市のガイドラインは、この環境省の意向に反した内容であり、農業者の野焼き自体を減らす為の周知ではなく、逆に燃やしても良いものを周知し農業者に野焼きを継続させる内容となっている。農業者は事業者であり、法は、事業活動として排出する一般廃棄物（農業者においては「稲わら等」）は、事業系一般廃棄物に該当し、農業者自身の責任において、本来、三田市においてはクリーンセンターへ持ち込むなどの方法として適正処理をしなければならないものである。しかし、ガイドライン案では、農業者が事業者責任の下において、	本ガイドライン(案)には、資源循環型農業への取り組みの推奨も記載しております。 ご指摘の「農業者自身の責任において、本来、クリーンセンターへ持ち込むなどの方法として適正処理をしなければならない。」とのことについては、法令では、野外焼却は原則禁止であるが、農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却を焼却禁止の例外と定めています。 なお、ガイドライン(案)には、野外焼却が生活環境に影響を与えていることを記載しております。

<p>適正処理するよう促す記述も一切書かれていない。野外焼却行為による煙や悪臭は、公害等苦情の対象であり、人や環境に対して有害である事も周知すべきである。農業者へは、野焼きの煙からPM2.5等の有害物質が排出され、その物質が人に対して健康被害を生じさせることを周知しなければ、野外焼却を行ってはいけない理由も、適正処理しなければならない理由も把握出来ない。</p>	
--	--

○1. 目的に対する意見：7件

No	意見の内容（要約）	市の考え方
78	<p>目的の（2）太字部分「著しい支障を・・・理解のうえ行なわなければなりません。」は、一番大切な部分であるにも関わらず、判断基準が曖昧で農業者が困惑しています。</p>	<p>生活環境に著しい支障が生じているかどうかは個別具体的に判断する必要がありますのでご理解をお願いします。</p>
79	<p>1 目的下から3行目「市民の皆さんに野外焼却について・・・」は、まさに市民の皆さんに野外焼却を正しく理解して頂く事が大切なのでこの部分をもっと書き込んで頂きたい。</p>	<p>「2 農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却」で野外焼却の必要性、農地の多面性を謳い、非農家の方々に理解を求めています。</p>
80	<p>集落内における農家及び非農家すべての同意（承諾）を得ることが出来れば、この限り（ガイドライン）ではない。従って、従来からの集落内の慣行による焼却ができるものとする。の文言を追加すること。ただし、プラスチックやビニール等の化学製品等家庭ごみは不可とする。</p>	<p>農家と非農家が相互理解することは重要だと考えております。野外焼却は、可能な限り少ない焼却量にとどめ、生活環境の保全上著しい支障がない範囲でお願いします。当然、プラスチックやビニール等の化学製品等家庭ごみは不可です。</p>
81	<p>表題について、今回は野焼きが首題なので、一般廃棄物まで含む野外焼却の文言は避けた方が良いでしょう。提案として、野焼きに関するガイドライン（案）くらいに抑えておいては。サブタイトルも、～農作業と地域環境の調和をめざして～と農業振興の文字は省いては。</p>	<p>本ガイドライン（案）は、野外焼却は原則禁止であることから、まずは生活環境の保全を考えたうえで、例外となる農業を営むためにやむを得ない焼却について認めていきたいと思いますという観点から策定したものでありますので首題、サブタイトルの変更は考えておりませんのでご理解をお願いします。</p>
82	<p>目的において、農家の野外焼却と産業廃棄物の焼却が同じもののようにとらえられてしまうように思います。</p>	<p>「法令では、例外を除いて廃棄物を焼却してはならない。」としており、例外として社会慣習上やむを得ないもの又は周辺的生活環境に与える影響が軽微なものとしております。法令で例外</p>

		となる廃棄物の焼却として、農業を営むためにやむを得ない焼却としております。しかし、法の目的である生活環境の保全に配慮が必要であるという考えから本ガイドライン(案)を策定しております。
83	原則禁止とされていますが、焼却しても問題ないと判断してもよいのか。	法令で野外焼却は原則禁止されています。農業者が農業を営むためにやむを得ない野外焼却であっても限定的であるべきと考えております。
84	ガイドライン案の、「1. 目的(2) 野外焼却の例外」で、「悪質な産業廃棄物処理業者や無許可業者による廃棄物の焼却に対してこれらを罰則の対象とすることにより、取り締まりの実効を上げるためのもの」以上をわざわざ記載して市民へ周知しているが、この記載では、あたかも産業廃棄物の処理業者や無許可業者のみに対して罰則が適用されるものであるという印象を与え市民誤認してしまう。罰則は、何人にも適用されるものである。当然に農業者に対しても、悪質な行為であれば法目的に照らし個別に判断され、罰則の対象となる。この記載は、厚生省衛環78号通知を引用したものであると思われるが、そもそも、罰則が規定された経緯・背景としては、下記の「生衛発1469号」に書かれている通りであり、産業廃棄物に限定するものではなく、「廃棄物全般」に対して罰則が規定されている事も分かる。衛環78号通知の一部のみを周知するのでは、市民に誤解を与える。従って、同記述は、新たな混乱を招くものであり、削除すべきである。更に、三田市は、他の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に伴う、「廃棄物」の野外焼却に関する全ての通知内容を、改めて確認し、法の運用を適正に行えるよう精査すべきである。三田市は何を急いでいるのか、三田市の農業者の野焼きの問題を早く終了させ、無理矢理に解決に持ち込みたい三田市行政の意図が見受けられるが、この問題は三田市が「農業者が行う稲わら等の焼却自体にやむを得ない理由はない」という法の誤解釈を撤回	焼却禁止の例外とされている、農業を営むために行うやむを得ない廃棄物の焼却であっても、行政処分等が可能であることは認識しております。また、市民にも認識していただく必要があると考えます。 その事から法律の範囲内で一定の基準を示したガイドラインを、制定を予定しております条例に調整条項として盛り込み、民主的な手続きを経て、野外焼却の問題解決を図ってまいります。

<p>し、過ちを認め、考えを改め、環境省の法の正しい解釈に基づいた適正な市政運用を行わなければいつまでたっても解決しない。ガイドライン案に対する意見募集に関しても、15日間という期間でパブリックコメントとするにも、無理がある。このような短期間の意見募集はパブリックコメントにも該当しない。真に、市民の意見を反映させたいと考えるのであれば、改めて十分な期間を設定した、正式なパブリックコメントを行うべきである。野外焼却に関するガイドラインの内容を、条例にも盛り込むとのことであるが、条例は当然に法令に違反して作成する事は出来ず、ましてや、三田市の「農業者が行う稲わら等の焼却自体にやむを得ない理由はない」という誤った法解釈に基づいた、国や県との調整が出来ていないガイドラインなど策定出来る訳が無く、条例に規定出来るわけが無いことを認識すべきである。</p>	
---	--

○2. 農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却に対する意見：3件

No	意見の内容（要約）	市の考え方
85	<p>農業を営む・・・廃棄物の焼却、本項目は野焼きを肯定的に捉えており良い項目です。他の否定的な項目との整合性をどうするのですか。</p>	<p>本ガイドライン（案）は、野外焼却は原則禁止であることから、まずは生活環境の保全を考えたうえで、例外となる農業を営むためにやむを得ない焼却について一定の基準を設けたものであることをご理解願います。</p>
86	<p>枯草や稲わらの焼却はやむを得ない作業ではありません。積極的な営農活動の一環であります。文言の再考をお願いします。</p>	<p>法令では野外焼却を原則禁止し、例外とし農業を営むためやむを得ない廃棄物の焼却として稲わら等が考えられるとされていることから、このような表現になることをご理解願います。</p>
87	<p>農地の多面的機能全文はほとんどの野焼きは単なる廃棄物処理であり、農地の多面的な機能の保全と野焼きの因果関係は関係ありません。</p>	<p>農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却は、農作物の病害虫の駆除など農村社会の慣習として日常的に行われてきたことで農地の多面的な機能につながっていると考えております。</p>

○3. 対象者に対する意見：8件

No	意見の内容（要約）	市の考え方
88	対象者の（２）「農家からの委託又は作業の依頼を受けている者」の表現がわかりにくいと思います。例えば農家から賃金を受け取った業者が草刈りをしてその草を野外焼却する事は認められているという認識でしょうか。	法令では農業者が農業を営むために限って例外とする野外焼却を認めておりますが、本ガイドライン（案）では、委託や依頼を受けた者を農業者として解釈しております。 「農家から委託又は作業の依頼を受けている者」とは、作業の委託を受けた業者や依頼を受けたボランティア等を想定しています。
89	対象者は市が提示する方だけではありません。以前に農業従事者だった方も生活の中で伐採作業等をされています。	ご意見から農地所有者と考えます。農地所有者は、対象者としています。
90	対象者、（１）、（２）で述べている農家の規模の規定がないが大丈夫か。市民に理解できるのか。市民の理解を得る為にも市民農園者も入れるべきでは。	法令では、農業を営むためにやむを得ない廃棄物の焼却について例外としておりますので、市民農園利用者は農業者に当たらないと考えております。
91	対象者を林業、個人さらには宗教関係さらには、震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のための従事者も追加検討願いたい。今回のガイドライン(案)の対象者では、あまりに農地に限定しすぎていると考えます。やむを得ないとは市の財政を維持する上で可能かという観点も必要でこの意味でも問いかけるべきです。畦の刈り草をクリーンセンターで処理できるのでしょうか。また農業従事者も労力・時間・費用がかさみ、農業のコスト高から後継者不足を招き荒廃地が拡大し里山を維持できない将来を招かないか大いに危惧します。	本ガイドライン（案）は、農業を営むためにやむを得ない廃棄物の焼却について示しておりますのでご理解いただけますようお願いいたします。 法令で野外焼却は原則禁止とされており、焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却も限定されておりますのでご理解をお願いします。
92	対象者において、（１）では農地を借りている農家、（２）では作業の依頼を受けている者と特定されているが、広義に「農業従事者または農業者」等へ変更を要望します。	農業者の解釈を限定的にするため、このような表現となりますのでご理解をお願いします。
93	対象者を検討いただきたい。	法令では、農業者が農業を営むためにやむを得ない廃棄物の焼却を例外とさせていただきます。農業者を限定する必要がありますのでご理解をお願いします。
94	植物は三田市内同じように生長するものです野	法令で野外焼却は原則禁止されています。本ガ

	外焼却を出来る対象者や対象施設が農家と農業関連だけとすると、一地域であった問題を市地域全体に規制をかけようとするもので賛成できません。	イドライン(案)は、法例の範囲内で農業を営むために例外となる野外焼却について示しています。野外焼却による生活環境への影響は市域のどの地域にも起こり得る問題であると考えております。野外焼却をされる場合は周辺的生活環境の保全に配慮をお願いします。
95	家庭菜園は農業では無い。重要な課題だと思う。	家庭菜園での作物残さは、農業を営むためのやむを得ない焼却には該当しません。適切に処理をお願いします。

○4. 対象施設に対する意見：13件

No	意見の内容(要約)	市の考え方
96	対象施設に「農作物の駆除のために必要な農業用施設に隣接した道路水路の斜面」とあるが、駆除のためだけに草刈はしてない。なぜ道路の斜面の管理を農家がしなければならないのか。	地域の環境保全を目的として、年に数回道路等の斜面の草刈りを実施していただいているものと考えており、感謝しております。
97	対象施設には様々なケースがあると思うのでなるべく大きく解釈できるようにした方が良いのでは。例えば(2)の農業施設に隣接した道路・水路の法面とありますが最後に「等」をつける等。	例外となる野外焼却は、法令で原則禁止とされていることから、限定的であるべきと考えております。「等」を付けることは考えておりません。
98	国道等を道側の法面の草刈り、現在は近くの田の所有者が農作物の病害虫の防除や鳥獣被害の対策として行っていると考えます。今後は行政の方で対応してくれるのか。	ほ場、畦畔、農道・農業用水路の法面、ため池の堤体に隣接した道路は本ガイドライン(案)で対象施設としております。
99	野外焼却施設として市道に接している用排水路の法面、畦畔等は対象施設か、対象でなければ、市が草刈りをすべきである。	「4対象施設(1)」にありますように、農道・農業用水路の法面はガイドライン(案)で対象施設としています。
100	対象施設は、限定してもいいが、祖先からの伝統を受け継ぐ農業従事者は、対象施設以外に神社・寺の境内や、地域の公共施設等の、環境整備箇所も追加すべきである。そして、民俗行事場所の「たき火」も許可すべきである。里山保全につながる。	本ガイドライン(案)は、農業を営むためにやむを得ない野外焼却について対象としています。法令では、別途、風俗慣習上又は宗教上の行事を行うため廃棄物の焼却やたき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却を例外となる野外焼却としています。
101	我々の地区は、山林、原野に隣接しているところも多くあり、地元の人達が草刈りなど昔からしております。里道の草刈りなど近辺にある農	本ガイドライン(案)は、農業を営むためにやむを得ない野外焼却について対象としています。里道は、その成り立ちから、利用者が地域住民

	地の持ち主が自発的に草刈りなどをしており、対象施設に加えればと考えます。	に限定され、地域に密接した道路であることから、これからも地域の皆さんで日常管理していただけますようお願いいたします。
102	対象施設以外にも農家の家は山林に隣接している所が多く、風水害による家の損壊やマムシなどが出てきて危険なため、周りの草刈り、木の伐採などをしなくてはなりません。	法令で野外焼却は原則禁止されています。農業者が農業を営むためにやむを得ない野外焼却であっても限定的であるべきと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。
103	「雑草防御方法」 耕作に支障のないように、公共用地(県道、市道、里道など)法面を防草シートで覆うか、コンクリートで舗装する。	除草等が必要ない容易な維持管理ができるご意見と承りますが、市では限られた予算をを有効に活用するため、優先順位をつけて各種事業に取り組んでおりますことをご理解願います。
104	農業者が所有する田畑に隣接し、市所有の畦畔法面について、昔から農業者が当たり前のように草刈りしている現状があるにもかかわらず、市が一方向的にガイドラインを制定するのは如何なものか。例えば、当地区内で出た刈草を一ヶ所に集め、三田市が回収処理することが、野外焼却の減少への取組の一つにならないか。	法令で野外焼却は原則禁止されていることから、例外とされる農業用営むためにやむを得ない焼却であっても、法目的である生活環境の保全への配慮が必要なことから本ガイドライン(案)策定しましたのでご理解をお願いいたします。なお、一ヶ所に集めた刈草を市が回収ことは、今後の検討課題と考えておりますのでご理解をお願いいたします。
105	対象施設について、市道の法面の雑草はどうなりますか。市が草刈りをするのか。	ほ場、畦畔、農道・農業用水路の法面、ため池の堤体に隣接したに隣接した道路は本ガイドライン(案)で対象施設としております。
106	市道、里道、通学路等の生活関連施設の草刈りは地域で行ってきたが、今後は市が定期的に行うのか。また、未整備箇所を早急に整備してもらえるのか。	ほ場、畦畔、農道・農業用水路の法面、ため池の堤体に隣接した道路は本ガイドライン(案)の対象です。 未整備箇所の整備は今後の課題と考えておりますのでご理解をお願いいたします。
107	日常の田畑、市道の道路、山林の維持管理を行っている。これらのことに対する野焼きが問題というのは如何か。	野外焼却は法令で原則禁止されていることから、農業を営むためのやむを得ない焼却であっても、周辺的生活環境に著しい支障がない範囲で行わなければならないことをご理解願います。
108	農地と隣接する農道や里道は例外とすべきだと思います。管理できません。	「4対象施設」(2)で農業施設に隣接した道路・水路とありますので、農地に隣接する農道、里道は農業を営むためにやむを得ない野外焼却の対象施設としております。

○5. 対象廃棄物に対する意見：20件

No	意見の内容（要約）	市の考え方
109	農村地域は山があれば竹藪もあり、木もある。このガイドラインではその管理がいつさい出来ない。敷地に隣接した竹藪から倒れた竹はどのように処理するのか。	本ガイドライン(案)は、農業を営むためにやむを得ない野外焼却について対象としています。木竹については、適切に処分をお願いします。
110	対象廃棄物の除外に家庭の落ち葉も入っているが、落ち葉を焼いて焼き芋を作る事も禁止するのか。	本ガイドライン(案)は、農業を営むためにやむを得ない野外焼却について対象としています。軽微なたき火についても法令で例外とされています。
111	対象廃棄物の(6)⑥農業用施設に隣接した土地からの木竹の枝は記載不要では。隣接した水路や道路にも木竹はありますし、問題があるとしても⑦の市の個別判断で。	法令で野外焼却は原則禁止されています。農業者が農業を営むためにやむを得ない野外焼却であっても限定的であるべきと考えます。木竹については、適切に処分をお願いします。
112	対象廃棄物の6項の除外項目について①ビニールシート(マルチ)畦シート②プラスチック製支柱は石油二次製品であり焼却によるダイオキシン等有害物質が有るので、産廃処理をすべきである。④その他の農業用資材とあるのもあいまいであり、全て拡大解釈をするおそれがある古タイヤ等ゴム類も含めるべき。	マルチやプラスチック製支柱は産業廃棄物にあたりますので、本ガイドラインは対象物から除外しておりますので、適切な処分をお願いします。また、「5対象廃棄物(6)」は対象廃棄物に含まれないものを具体的に表したものです。疑義がある場合は、市までお問い合わせをお願いします。
113	対象廃棄物の(6)の④・⑤・⑥は個別に許可すべきと考える。農業従事者にとって、必要な作業であるからだ。「影切り」という言葉をご存知だろうか。農家は自然と向き合って生活しているのです。	法令で野外焼却は原則禁止されています。農業者が農業を営むためにやむを得ない野外焼却であっても限定的であるべきと考えております。木竹は、野外焼却せず適切に処分をお願いします。
114	農道へ倒れてきた竹、私有地へ倒れてくる他所からの竹。以前は伐って燃やしていましたが、これからはどうすればいいのですか。農道へ出して置けば、市が処理されますか。	法令で野外焼却は原則禁止されています。農業者が農業を営むためにやむを得ない野外焼却であっても限定的であるべきと考えます。木竹は、野外焼却せず適切に処分をお願いします。
115	対象廃棄物、(6)対象除外物の中、③市民農園利用者の対象物はなぜ対象除外か、どう処理するのか。⑤、⑥竹林などの枯れた竹木の処分は、隣接の田畑で処理できないのか。竹林の管理は如何に。	法令では、農業を営むためにやむを得ない廃棄物の焼却について例外としておりますので、市民農園利用者は農業者に当たらないと考えております。適正な処分をお願いします。
116	ガイドライン(案)の対象廃棄物(6)の⑤山林や竹林から搬出される木材は削除してほしい。	本ガイドライン(案)は農業を主体としておりますので、筍は特用林産物にあたることから除外

	理由として、筍を出荷している者からしたら、竹の葉を燃やして灰にして、それが貴重な肥やしになるため。	としております。林業者が行う伐採した枝条の焼却は法令で例外となる野外焼却として定められています。
117	「刈草処分」 各農家が刈り取った草を、市及び指定業者が引き取る手段は取れないか。例えば、武庫川堤防法面や遊歩道側と同様に	ご提案の内容は、今後の検討課題と考えておりますので、ご理解をお願いします。
118	山林や竹林から搬出される木竹が、なぜ対象廃棄物から除外されるのか。里山の整備保全から、倒木や倒竹の切り出し雑木の始末はどうすればいいのか。枯らして野外焼却できないなら市として収集処分はしてもらえるのか。	法令で野外焼却は原則禁止されています。農業者が農業を営むためにやむを得ない野外焼却であっても限定的であるべきと考えております。木竹は、野外焼却せず適切に処分をお願いします。
119	対象施設の中に、農業用施設に隣接する山林や竹林で施設に悪影響を及ぼすところの木竹林を、記載すべきである。農業用施設に隣接する山林や竹林の枝等は、施設に日陰をつくり農産物の成育に影響を及ぼしたり、施設管理を行うにあたり通行に支障を来す場合が多い。このような農業用施設に悪影響を及ぼす竹木の処理は農業を営むうえで必要であり、野外焼却の例外として記載すべきである。	法令で野外焼却は原則禁止されています。農業者が農業を営むためにやむを得ない野外焼却であっても限定的であるべきと考えます。木竹は、野外焼却せず適切に処分をお願いします。
120	農業者は、公共部分の草刈りも実施しております。三田市でモデル地区を選定して当該部の刈り草等の回収の取り組みを検討実施されたい。	周辺地域の生活環境に配慮した取り組みに協力していただける団体をモデル地区として指定し、様々な支援を検討します。
121	農村地域に住む人のことを配慮したガイドラインを作ろうとしていることは評価しています。しかし、このガイドラインで気になるところは5. 対象廃棄物の(6)の④⑤⑥です。まず、④についてですが、一般的な家庭の落ち葉については理解できますが、山林に囲まれた家に住む人間にとって落ち葉の対策は大きな問題です。11月～12月にもなると大量の落ち葉に苦慮しています。自然の摂理として捉え、毎日のように大量の落ち葉を集めて環境に配慮しながら焼却しています。大量の落ち葉を市のごみ袋に詰めて出すということは到底できません。また、⑤⑥を含めての見解ですが、田んぼや農道はすべて山林が隣接しており台風後の倒竹木処理や枝の集約、成長する樹木の陰切りに時間	本ガイドライン(案)は、農業を営むためにやむを得ない野外焼却について対象としていますので「5対象廃棄物の(6)の④⑤⑥」は除外としています。落葉の焼却に関しましては、法例で「たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの」は例外とされています。周辺的生活環境に与える影響が軽微な範囲での焼却をお願いします。

	を取らそれを急峻な山に戻すことも出きず、近場で焼却するしかないと考えています。このまま、ガイドラインが決まると私たちは犯罪者になるのではと危惧しています。	
122	対象廃棄物の(6)⑦市が個別判断する方法は。	現場において市担当者が生活環境の保全の観点から判断します。
123	対象廃棄物に庭の落葉や枝を含める。農業者が木炭、竹炭を作るために焼くのも駄目か。	本ガイドライン(案)は、農業を営むためにやむを得ない野外焼却を対象としていることから、庭の落葉や枝を対象とはなりません。なお、たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なものとして、庭の落葉・枝の焼却は可能と考えます。木炭、竹炭は廃棄物の焼却ではないことから、本ガイドライン(案)の対象外ですが、周辺的生活環境に著しい支障がないよう行わなければならないと考えます。
124	農業(稲作)を主とした案件で以前は水田、現在は営利目的の畑での野菜残さ焼却はやむを得ないのか。被害者にとっては何であれ、やむを得ないごみはない。	法令で野外焼却は原則禁止されています。一方で、農業を営むためにやむを得ない廃棄物の焼却は例外としています。市としましては、周辺的生活環境に著しい支障がない範囲での野外焼却をお願いしています。
125	対象廃棄物に対して、やむを得ないかどうかの判断は環境省から兵庫県警への文書の中で「法目的に照らして判断される」と回答しています。「何を燃やして良いか」は問題ではなく、どのような目的で燃やされているかが問われるべきです。ここに例示された廃棄物であっても罰則の対象になり得ることから、混乱を招くこの全文は撤回すべきです。多くの自治体では「やむを得ないとは害虫駆除や最低限度の肥料採り等のことで、すべての野焼きが除外されるものではありません。」と指導しています。	市民の皆様が、法令の範囲内での例外となる野外焼却について、相当性と合理性から予見可能なものを一定判断できる基準として定めております。
126	籾殻、椎茸の原木、栗の毬などは移動させて焼却しているが、これが違法となるということになれば支障があるので認めてほしい。	もみ殻を移動させ焼却する行為は、農業を営むためにやむを得ない行為とは言えないと考えております。また、椎茸の原木は、野外焼却の対象廃棄物ではないと考えておりますのでご理解をお願いします。栗の毬は、林業を行うためにやむを得ない焼却の範囲と考えておりますが、

		周辺の生活環境に著しい支障が生じない範囲でお願いします。
127	風害時に廃木、進入路の倒木や苗の残さなどは業者に依頼するが、費用面で営農に影響を及ぼす恐れがある。	周辺地域の生活環境に配慮した取り組みに協力していただける団体をモデル地区として指定し、様々な支援を検討します。
128	対象除外廃棄物に「農業用施設に隣接した土地からの木竹の枝」とあるが、市域には山林・竹林に隣接する農地も多く見受けられる。台風などにより、田畑に枯れ枝が倒れたり、日陰等の妨げになる事もある。稲作等に影響がある箇所については陰切りも認められている制度であり、一律の除外は論外である。また「市民農園利用者による刈り草や収穫残さ」についても、持ち帰りはきつく、共同による堆肥化の奨励など検討が必要ではないのか。	本ガイドライン(案)は、農業を営むためにやむを得ない野外焼却について対象としていますので「5対象廃棄物の(6)の⑤⑥」は除外としています。 法令では、農業を営むためにやむを得ない廃棄物の焼却について例外としておりますので、市民農園利用者は農業者に当たらないと考えております。 周辺地域の生活環境に配慮した取り組みに協力していただける団体をモデル地区として指定し、様々な支援を検討します。

○6. 野外焼却の自粛期間に対する意見：1件

No	意見の内容(要約)	市の考え方
129	「すき込みや堆肥化が困難な作物残さで1月まで農地内に仮置きできない場合は除きます。」の文書は仮置き出来ない場合は自らクリーンセンターに持ち込むなど適正処理をすることが事業者の責務です。仮置き出来ないから燃やすのは「やむを得ない焼却」ではありません。また、1月まで仮置きするという事は1月になれば燃やして良いと受け取れますが、野焼きは一年を通じ原則禁止です。	農業の作業上の問題からやむを得ない軽微な廃棄物の焼却はあり得ると考えます。ただし、生活環境上支障がないよう行わなければならないと考えます。

○7. 実施方法に対する意見：11件

No	意見の内容(要約)	市の考え方
130	実施方法の「生活環境上支障があると判断……」は農家にとっては曖昧で対応しにくいと思います。 何かしらの目安を例示するなどしなければ、煙を見つけただけで通報する事例は解消できないと思います。野焼き問題は農家を規制するよりもやたらと通報する市民にどのように理解をし	生活環境に著しい支障が生じているかどうかは個別具体の事例により判断する必要がありますのでご理解をお願いします。

	てもらおうかが重要だと思いますが。	
131	農道に覆い被さる竹等を自宅に持ち帰って焼却するのは駄目か、農道近くには民家がある。	法令で野外焼却は原則禁止されています。農業者が農業を営むためにやむを得ない野外焼却であっても限定的であるべきと考えます。木竹は、適切に処分をお願いします。
132	実施方法において、確かに水分量の多い草などを燃やして煙を多く発生させているところもあります。そういうところにはよく乾燥させてから焼却するように注意をします。しかし、「火煙が民家等に影響がある場合は直ちに焼却を中止すること」とありますが、風向きはたえず変わります。	法令では、農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却を焼却禁止の例外としていますが、その場合であっても、法律の目的が、生活環境の保全であることから、生活環境への著しい支障がない範囲で行わなければならないことをご理解願います。
133	「生活環境上支障があると判断されるものは、処分の対象」とありますが、まったく問題ない状況下でも、悪意を持った通報により、処分される場合もあると思います。実際、最近そのような問題のない状況で、通報により警察に注意を受けた人もいますので非常に心配です。	警察に110番通報があれば、状況によって注意、事情聴取等をしなければならないのが、警察の立場であると考えます。
134	刈草焼却に伴う環境への影響で地域内外を問わず、人家や事業所などへの許容範囲や、事前告知する為の距離は。	煙は風で漂いますので、一概にこの範囲とは言い切れないと考えますので、周辺的生活環境に影響が軽微な範囲での焼却をお願いします。
135	農作業の課程で行う稲わら等の焼却の際は、周辺地域の生活環境への影響に配慮するために、燃やすものはよく乾燥させ、煙の量や臭いなどが少なくなるよう心掛けていても、警察が現場に来れば、今すぐ火を消せと一方的な命令があり、さらに、住所・氏名・生年月日・電話番号等の個人情報を知られ、場合によっては、警察署で事情聴取を受ける。貴重な農作業の時間が奪われる。市のガイドラインを作成しても、警察の対応が変わらなければ意味がない。市は警察との連携を密にしてこそ、このガイドラインが意味のあるものとなる。	本ガイドライン(案)については、警察と協議してまいります。110番通報があれば、状況によって注意、事情聴取等をしなければならないのが、警察の立場であると考えます。周辺的生活環境に著しい支障がない範囲での野外焼却をお願いします。
136	実施方法の(2)「小山にして少量ずつ集積し焼却すること、同時に焼却しないこと。」とあるが、農業者にとっては時間と手間がかかるばかりとなります。実効性、効率性があがるように配慮おねがいたします。	法令では、農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却を焼却禁止の例外としていますが、その場合であっても、法律の目的が、生活環境の保全であることから、生活環境への著しい支障がない範囲で行わなければならないことをご理解願います。

		ならないことをご理解願います。
137	日常、毎日、何時間ということではなく、月、数回、数時間程度の野焼きは理解してほしい。	法令では、農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却を焼却禁止の例外としていますが、その場合であっても、法律の目的が、生活環境の保全であることから、生活環境への著しい支障がない範囲で行わなければならないことをご理解願います。
138	山際は刈り草を乾燥させると延焼の危険性があることから、刈り草が少し湿っている早朝の雨降り前に焼却することもあり、地域に実情が異なる。	法令では、農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却を焼却禁止の例外としていますが、その場合であっても、法律の目的が、生活環境の保全であることから、生活環境への著しい支障がない範囲で行わなければならないことをご理解願います。
139	有害物質の焼却をしないようダイオキシンの発生には注意している。	法令では、農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却を焼却禁止の例外としていますが、その場合であっても、法律の目的が、生活環境の保全であることから、生活環境への著しい支障がない範囲で行わなければならないことをご理解願います。
140	実施方法の注意事項中、「田畑から自宅その他の場所に持ち込み」はダメとあるが、原則的にはそうであるが、周辺の居住環境によっては、気を使って山際等の田畑まで搬出し、焼却するといった状況も考えられる。農家も環境面には十分配慮しており、無類の労力を掛けてやっている実情をもっと理解すべきである。	本ガイドライン(案)は、農業を営むためにやむを得ない野外焼却について対象としていますので田畑から自宅その他の場所に持ち込み焼却することは農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却には該当しないと考えます。

○ 8. 地域での取り組みに対する意見： 11件

No	意見の内容(要約)	市の考え方(案)
141	野外焼却の自粛日を設けると書いてあるが、農業は天候次第、良く晴れて乾いた時に草焼きをする。明日雨が降りそうなら前日に焼く、曜日で決められるものではない。	野外焼却は、天候によるものであることは十分承知しておりますが、地域の生活環境の保全のための配慮も必要ですのでご検討をお願いします。
142	周辺地域の1行目「野外焼却の煙は・・・生活環境に影響を与えます」は一方的な決めつけに見えます。乾燥させたり風向きを考慮することによりそうならない場合もあるのではないのでしょうか。次に自粛日とありますが、自粛日	ご意見のとおり、乾燥させたり風向きを考慮して焼却されることは周辺の生活環境に配慮されていると考えます。次に自粛日を設けるのは、あくまでも例示であり、生活環境に与える影響に配慮した取り組みを地域で話し合っていた

	<p>を作ることが目的ではなく「自粛日を作る代わりにそれ以外の日の野焼きについては理解する」といったところまで地域で落とし込まないと意味がないと思います。</p> <p>下段塗り部分の市では様々な支援を検討しますは、例などを示しては。</p>	<p>けたらと考えます。市の支援内容については、地域の取り組み内容によって検討することとしております。</p>
143	<p>当地区はみんながお互いさまという地域コミュニティが出来ている。</p>	<p>地域内のコミュニティは大切ですが、周辺地域とのコミュニティも重要だと考えます。</p>
144	<p>行政の地域への取り組みについて、「野焼き」をする従事者は、周りに十分な環境配慮は必要。しかし、環境行動機械・器具等は、お金が必要。「里山保全」・「環境保全」共に、農業従事者以外の市民に、これからの農業政策を理解して頂くよう、十分な説明をお願いしたい。「仮称・農事作業公社」の設立も視野に入れて、考えてほしい。</p>	<p>住宅地域と農村地域に暮らす人々が、それぞれの生活や文化をお互いが理解し尊重し合えるよう努めてまいります</p>
145	<p>地域での取り組みにおいて、「地域で話し合っ欲しい」との事だが、話し合いができていない地域では野焼きは、問題となっていないのでは。</p> <p>「取組モデルの例」(1) 野外焼却の自粛日：曜日を決めるとなると、土、日、休日などが考えられるが、兼業農家では農業ができるのも同じ日となるのでは、曜日とはいかなる日か。(2) 自走式草刈り機には補助金が出るのか、いくら出るのか、セントピートグラス（ムカデ芝）を植えて田畑への侵入被害は考慮してあるのか。取り組む団体をモデル地区としてとあるが、野焼きは個別の問題だが、個別農家に支援策があるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農村地域であっても、将来的に農業を営むための野外焼却による生活環境の保全に与える影響がないとは言いきれないため、全市域を対象としています。 ・「取組モデル例」の地域での自粛日は、地域の事情によるところがありますので地域で話し合ってくださいますようお願いいたします。 ・補助金は、多面的機能支払交付金を活用した場合、全額購入に充てることができます。 ・セントピートグラスは、植栽地を越えて生態系に影響を与えることは限定的であるという報告がございます。 ・今後、野焼きを減少させる施策を講じてまいりますのでご理解いただきますようお願いいたします。
146	<p>野外焼却は洗濯物、部屋の中等に煙の臭いがつくのが問題であり洗濯物を取り込んだ後であれば少しの枯れ草の焼却は、問題ないのではないかと思います。時間帯等を、地域ごとに決めておくのはいかがでしょうか。</p>	<p>本ガイドライン（案）にありますとおり、地域の実情に応じて野外焼却の時間帯を決めるなど、生活環境の保全との調和を図っていただきたいと思いますと考えております。</p>
147	<p>地域での取り組みにおけるモデル例の「自粛日」を設けるについては、農家にだけ協力するよ</p>	<p>農家だけでなく非農家も交えて野焼き問題に取り組んでいただけたらと考えております。</p>

	うにというように捉えます。一般の方はどのように協力してくれるでしょうか。	
148	住宅地域と農村地域に暮らす人々が共生するにはどのようなことが必要かということをみんなが考えて生活すれば住みよい田園都市となる。 農業者は野外焼却の例外として稲わら等の焼却が認められている。しかし、その前提として煙害により住人に迷惑をかけないようにすることが必要である。稲わら等の焼却で煙を出さない野外焼却は不可能であり、農業者は出来るだけ焼却以外の方法を検討したり、煙害を出さないように焼却の時期また十分な乾燥、焼却場所、風向きを考えて実施しなければならない。また、住民もその周囲で煙害を被りそうな場合は、それなりの防衛対策や回避方法で対応することも大切である。三田のような田園都市で住宅地域と農村地域に暮らす人々が共生するにはどのようなことが必要かということをみんなが考えなければ田園都市は成立しない。	地域と地域、人と人が共生する成熟したまちづくりを行うために、市民が相互理解に努めることが必要です。 本ガイドライン(案)は、地域の生活環境と農業振興の調和が図れるよう、農家の皆さんが法令の範囲で例外となる野外焼却を行う場合の一定の基準を示すとともに、市民の皆さんに例外となる野外焼却について正しく理解していただくため定めたものです。
149	地域での取り組みは、農区長中心では全世帯に伝わらない。中心者を決める。	農家だけでなく非農家を含めて地域全体で話し合っていたらと考えております。
150	「地域の実情に応じて、野外焼却の自粛日を設けて周辺住民に周知するなど」の表現は実施方法同様、冒頭に「やむを得ない場合であっても」の一文は必須です。	本ガイドライン(案)は、目的において、野外焼却の例外となる農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却を「野外焼却」と定義しております。
151	周辺地域の生活環境に与える影響に配慮した地域での取り組みのモデルとして「自粛日を設けて周辺住民に周知する」とあるが、兼業農家も多く、生活様態や農作業の形態、事情も異なるため、一律に自粛日を設けるのはどうか。むしろ、環境面に配慮したルールづくりを行い、周知するのが先決ではないか。	記載しております「自粛日を設けて周辺住民に周知する」は取り組み事例であり、地域の実情に応じた生活環境に与える影響に配慮した取り組みについて、地域で話し合っていたらと考えております。

○ 9. 野外焼却の減少への取り組みに対する意見： 21件

No	意見の内容 (要約)	市の考え方
152	草刈に機械の使用が書いてあるが何十万もする機械は買えない。また、機械の使える整った畦ばかりではない。	本ガイドライン (案) にもありますように、多面的機能支払交付金の活用や市での貸出を検討しております。

153	多面的機能支払い交付金のことが分からない。	当該交付金は本市において、農業振興地域内の63団体が活用されており、農地の維持管理等に使える交付金です。
154	斜面用自走式草刈機と2面式自走草刈機を2台持つと50万円近くかかり、購入できない。草刈り時期は皆同じ時期になるので、無料貸出して使用するの難しい。	市においても、自走式草刈り機の導入に関しては、多面的機能支払交付金の活用をはじめ野外焼却を減少させるため様々な施策を講じてまいりますのでご理解をお願いします。
155	野外焼却の減少への取り組みで自走式草刈り機を無料貸出しとの事だが、何処に、どれだけの数があるのか。	市においても、自動式草刈り機の導入に関しては、多面的機能支払交付金の活用をはじめ野外焼却を減少させるための様々な施策を講じてまいりますのでご理解をお願いします。
156	「自走式草刈り機の導入」について20万円以上もする高額な機会を購入することは困難です。提言にあるような活動団体が購入して貸し出すとか大規模農家が購入するとかJAの補助金を期待するような非現実的な提言は取り下げるべきと考えます。	市では、今後、野外焼却を減少させるため様々な施策を講じてまいりますのでご理解をお願いします。
157	自走式草刈機、斜面用自走草刈機、二面式自走草刈機について、具体的な活動団体への言及無料貸出しとあるが、雑草の繁茂時期は共通であり全ての要望に対しての無料貸出しは可能なのか。「センチスピードグラスの種子補助金はいくらか。」また多面的機能支払補助金について手続き方法の詳細説明が必要。	野外焼却を減少される取組みとして、自走式草刈機やセンチピードグラスの普及を進めてまいりますと考えております。 多面的機能支払交付金の活用に関しては、本市において、農業振興地域内の63団体が活用されており、説明を行っております。
158	減少への取り組みで自走式草刈り機は使用できない畦もある。また、除草剤で根まで枯らすことはできるが、畦が崩れたり、環境への問題がある。	自走式草刈機は、野外焼却を減少させる取組みの一例であり、当該機械を使えない場所も考えられます。野外焼却をされる場合は、周辺的生活環境に与える影響が軽微な範囲での焼却をお願いします。
159	センチピートグラスは群生する力が強い。田畑に影響を及ぼす。この場合、誰が責任をとるのか。	センチピードグラスは、植栽地を越えて生態系に影響を与えることは限定的であるという報告がございます。
160	自走式の草刈りは経費がかかり、病害虫の発生を押えることができない。あぜ管理上問題がある。	自走式草刈機については、導入による効果を検証したうえで、野外焼却の減少を進めていく支援策等について検討していくこととしております。
161	すでに多くの自治体で野焼き削減に取り組んでおり、一定の成果を上げています。三田市が環	例外となる野外焼却の取組みとして、資源循環型農業への取組みを推奨しています。

	境に配慮した住みよいまちとなるように、「野焼き削減のためのガイドライン」の制定に取り組むよう要望します。	
162	「稲わら、もみ殻は、土づくりに有効な腐植や栄養素を含む有機質資源です。焼却せずに活用しましょう。」の文書は資源として活用を奨めることは良いことです。一方、5欄で対象廃棄物として燃やして良いと書いてあるのは矛盾しています。資源活用できるものを安易に燃やせば罰則の対象になる場合があります。	「5対象廃棄物」は、野外焼却は原則禁止ですが、法令の範囲内で例外となる野外焼却であっても限定的であるべきことから記載したものです。生活環境に著しい支障が生じる場合は行政処分もあり得ると考えております。
163	ヒメトビウンカの防除法としては、適切な時期の草刈りが最も有効です。また、セントピートグラスの導入も効果的です。伝統的に冬季に越冬害虫を一斉野焼きする方法もありますが、環境を管理する市の指導としては、なるべく燃やさない手法を提案するべきであり、畦焼きの様な面で焼く場合は森林法により市長の許可がいる事、消防への届け出がいる事、毎年死亡事故が起きている危険な作業であることを注意喚起すべきです。	野外焼却を削減する取組として、資源循環型農業への取り組みを推奨しております。畦焼きは、畦焼きが面であるか否かについては畦畔法面の幅や延長、地形状況から個別の判断になると考えております。
164	「自走式草刈り機やセントピートグラスを導入」は燃やさずに処理できる方法がある以上、安易な焼却は罰則の対象になり得ます。	野外焼却の削減の取組としてセンチピードグラスを紹介していますが、例外となる野外焼却は、法令の範囲内で生活環境に支障を生じないよう行うことはできると考えております。
165	「果樹園での剪定枝は、焼却処分せず、粉碎機によりチップ化し堆肥化や有機物マルチとして利用する。」は燃やさずに処理できる方法がある以上、安易な焼却は罰則の対象になり得ます。また、5欄で対象廃棄物として燃やして良いと書いてあることと矛盾しています。	野外焼却の削減の取組として果樹園での剪定枝を粉碎機によりチップ化し堆肥化や有機物マルチとして利用することを紹介していますが、例外となる野外焼却は、法令の範囲内で生活環境に支障を生じないよう行うことはできると考えております。
166	「野外焼却の減少への取組」で燃やさない方法はいくらでも考えられます。環境基本法その他諸法の市の責務としては、環境保全のためにこれらの方法を積極的に推進するべきであり、野焼きを容認する印象のこのガイドライン案の全文の見直しを求めます。	本ガイドライン（案）において、野外焼却の削減の取組として、資源循環型農業への取り組みを推奨しています。
167	環境課は外来種であるムカデシバを導入させる	センチピードグラスは、外来種ですが、生態系

	のですか。	に被害を及ぼす外来生物（特定外来種）には指定されていません。
168	自走式の草刈り機を使った後、裁断された草は水路を埋めますし、ミミズ、モグラ、猪等野生動物の温床となります。	草があまり大きくなならないうちに細断することにより、刈り草の分解が早くなり野外焼却の減少につながるものと考えますのでご理解をお願いします。
169	なぜ自走式草刈機の貸出を営農組合、専業農家に限定されるのか？実証実験といえども不公平、これまで注意、警告を受けているのはどちらが多いのでしょうか？一般農家を無視するのはいかがでしょうか？実証実験をされるのなら一般農家も含めてその対象として下さい。一般農家には30万もする機械を購入する力はありません。するなら、全農家を対象に補助金創設を考えられたらいかがでしょうか？農業のこと全体をよく見て政策を考えて下さい。今のやり方では農業そのものが益々衰退します。	自走式草刈機の実証事業については、自走式草刈機の導入による効果を検証するとともに、技術普及に係る課題解決のために、委託事業として実施するものです。 自走式草刈機は野外焼却の低減を目的とした機械ではないことから、使用方法や場所等によって効果が、異なることが想定されます。したがって、実証事業により効果を検証したうえで、野外焼却の低減を進めていく支援策等について検討していくこととしております。
170	野外焼却の減少への取り組みは外してほしい。コストがかかる。非農家にはいらぬ情報である。	法令で野外焼却は原則禁止されています。農業者が農業を営むためにやむを得ない野外焼却であっても限定的であるべきと考えます。よって、野外焼却の減少に取り組む必要があると考えます。
171	野外焼却の削減も必要ではないか。	ご意見のとおり、法令で野外焼却は原則禁止されています。農業者が農業を営むためにやむを得ない野外焼却であっても、野外焼却の減少に取り組む必要があると考えます。
172	野外焼却の減少への取り組みの導入事例として、活動団体による交付金を活用した草刈り機の購入・無料貸出とあるが、余り住環境に影響のない地域の営農組合など特定の団体に限定された話ではないのか。またセンチピードグラスなどという草も初めて耳にした。私は効果があるとは思わないが、本当に管理労力の負担軽減が図れるという導入実績があり、効果が上がっているなら、もっと農会長会等を通じて普及に努めるべきである。その他、自走式草刈り機や粉砕機の導入の話もあるが、交付金がどの程度	自走式草刈機については、導入による効果を検証したうえで、野外焼却の減少を進めていく支援策等について検討していくこととしております。また、センチピードグラスの導入効果についても農会長会等を通じて説明を行ってまいります。 当該交付金は本市において、農業振興地域内の63団体が活用されており、農地の維持管理等に使える交付金で、農業振興地域内の団体に説明を行っております。

	で、自己負担金がどれくらいになるのかなどの情報提供が必要である。いずれにしても、耕作面積の少ない農家向けでの話ではないのではないか。	
--	--	--

○その他の意見：62件

No	意見の内容（要約）	市の考え方
173	表面上段の文章9行目から10行目・・・「それぞれの生活や文化をお互いが理解し尊重し合う・・・」は、その通りだと思いますが、今必要なのは農家の野焼きに対する理解を深める事だと思います。	本ガイドライン（案）は、野外焼却について、農家以外の市民の皆さんにも正しい理解をしていただくためのものです。
174	三田市の場合、農村地域が多く又農業者も大事と思われま。農業者は農業を愛し里山を守っていると考。昨今各方面でも環境問題が高くなっているが、もう少し農業者の立場も考えて人と人が共栄共存して、お互いに理解し尊重しあっていく事が大切と思。いすが。	三田の里山は農業の営みにより維持させており、法令の範囲内で行われる農業を営むために例外となる野外焼却について相互理解が大切であると思。いすが。
175	ガイドラインの対象となる地域（市街地に隣接する地域）と対象とならない地域（農村部）を分けて考。えすることも必要である。	法令で野外焼却は原則禁止であることから、市全域を対象とします。
176	畦畔に含まれない場所（①河川の堤防、②市道に接した畦）の草刈を長期にわたり行なっている現状です。 ①河川の堤防に関してはほ場に付いているとの事で、ずっと畦畔の何倍もの面積を労力、時間を費やして刈ってきております。堤防の平らな所や田側の斜面はまだしも、反対側の川側に面した1m余りの斜面は足を置く場所もなく、一歩間違えれば川に落ちる危険と絶えず隣合せです。 ②道路（市道）に接した土手は歩道の部分も含めて歩行者や車に絶えず気にしながら刈っている状態です。ましてその草の焼却となれば、道路の交通量の少ない時間帯を選び、風の少ない状態等苦慮しております。少しでも草の焼却容量を少なく抑えるため、年に4～5回の草刈では追い付かず。草丈が低いうちに刈っている状	日頃より、地域をあげて除草を行うなど、道路、河川の管理についてご理解とご協力をいただき感謝いたします。 本ガイドライン(案)では、ほ場や水路などの農業用施設に隣接した道路、水路の法面は法令の範囲内で行える例外となる野外焼却の対象施設としています。 なお、河川法面も対象施設となるよう追記します。

	態です。	
177	<p>「野焼き」なぜいけないの？古代縄文時代から始まる「焼き畑農業」。近世を経て現在に至るまで、脈々続けられてきている。「野焼き」。それを「ダイオキシン」が出るからと言って。法律が出来たから禁止する。農業従事者の意見を十分聴衆しないで禁止・禁止と。我々従事者はどんな罪を犯していたのでしょうか？全国的にみても80パーセントが農林地帯。90パーセントを超える三田市。「里山景観の魅力」に誘われて、移住されて来た4分の3の市民の皆さん。我々と考え方や、思いが異なることでしょうか。しかし我々は、祖先から受け継いだ土地を守って今日まで生活してきました。その習慣や、習性は、捨てる事が出来ません。日本の国を支えてきたのは「農業」ではありませんか。現世を見るにしても、地震や、暴風雨等で、食生活に困っていませんか。「パン食」の多い人々の増加で、農業従事者は減少し、高齢化が進んでいます。「ダイオキシン」問題で農業従事者をいじめないでください。共存共栄の三田市にしませんか。</p>	<p>法令で野外焼却は原則禁止されています。農業者が農業を営むためにやむを得ない野外焼却であっても、法目的が生活環境の保全であることから、周辺的生活環境に著しい支障がない範囲で行わなければなりません。</p> <p>また、住宅地域と農村地域に暮らす人々が、それぞれの生活や文化をお互いが理解し尊重し合うことが大事だと考えます。</p>
178	<p>「ダイオキシン」の大量発生は、農業従事者のせいではない。農産物の生産に係わる「野焼き」は、先祖から引き継いだ作業習慣です。生活環境に害のある「化学樹脂による製品」等は焼却していない。清掃業者に頼めば、お金がかかる。行政も焼却炉の維持管理に多大なお金が必要となり、財政困難になりませんか。もう少し緩やかな考えが出来ないか。</p>	<p>法令で野外焼却は原則禁止されています。農業者が農業を営むためにやむを得ない野外焼却であっても、法目的が生活環境の保全であることから、周辺的生活環境に著しい支障がない範囲で行わなければならないことをご理解いただけますようお願いいたします。</p>
179	<p>農業従事者が「野焼き」するものは、稲藁・麦藁・野菜屑・雑草等です。また、野山を管理するための、樹木の伐採屑もあります。農家の園芸樹木も生活に掛かる剪定です。化学樹脂系統は焼却していません。又、里山の保全にもつながるのです。農業地域を見渡して頂きたい。</p>	<p>法令で野外焼却は原則禁止されています。農業者が農業を営むためにやむを得ない野外焼却であっても、法目的が生活環境の保全であることから、周辺的生活環境に著しい支障がない範囲で行わなければならないことをご理解いただけますようお願いいたします。</p>
180	<p>「野焼き」を減少させる問題は、農業をしない事だが、それでいいはずがない。互いに、融和</p>	<p>ご指摘のとおり、住宅地域と農村地域に暮らす人々が、それぞれの生活や文化をお互いが理解</p>

	の心を持ち、努力と協力・共生精神で解決していけたらと思う。いま、農業従事者は、高額な農業機械器具の支払いと海外からの農産物輸入に苦慮している。農業だけで安定した生活ができなくなっている現状。「野焼き」問題だけでなく、全体の問題として行政は頑張してほしい。	し尊重し合うことが大事だと考えます。市では周辺地域の生活環境に配慮した取り組みに協力していただける地域をモデル地域と指定し、様々な支援を検討してまいります。
181	国・県・警察等の諸機関とも調整し、適正なるガイドラインができる事を期待します。	県、警察等の関係機関や市議会、農会、市民の皆さんのご意見を伺い、ガイドラインを策定します。
182	本件は農業問題であり、農政、農業委員会、JAなどが中心になって農業関係者の中で、申し合わせ・ルール・取り決めなど自主的なルールを決め、行政として条文化しない方が良いのではないのでしょうか。法律でも条文化と慣例法がある様に、この問題は慣例的に問題解決した方が良いのではないのでしょうか。	野焼き問題については、本ガイドライン（案）に対して、市民の皆さんから寄せられた意見をもとに、「(仮称) 里山の保全と活用に関する条例」に野外焼却に関する考え方を盛り込み、住民自治の原則により、問題解決を目指してまいります。
183	この案について警察署の同意は得られているのでしょうか。この案に従って作業したときに、市民から通報を受けた警察の対応はどうなりますか。	本ガイドライン(案)については、警察署と協議してまいります。110番通報があれば、状況によって注意、事情聴取等を行わなければならないのが、警察の立場であると考えます。農業を営むためのやむを得ない野外焼却であっても、周辺的生活環境に著しい支障がない範囲でお願いします。
184	ガイドラインの拘束力について、他の近隣市町村にこういった事例はあるのでしょうか。ガイドラインは何ら法的な拘束力を持たないと考えます。このガイドラインは農家の遵守すべき内容であり農家以外の市民には何ら関係がありません。今回の問題はごく一部の市民による苦情であり、今回のガイドラインによって新たな問題を引き起こしかねません。このようなガイドラインは廃案として、農家向けに野焼きの指針として配布されたいと考えます。	「(仮称) 里山の保全と活用に関する条例」にガイドラインの位置づけを行い、農業を営むために例外となる野外焼却を行おうとするときは、ガイドラインの遵守事項を盛り込む予定です。本ガイドライン（案）は市民の皆さんに農業を営むための野外焼却を正しく理解していただくとともに、農家の皆さんに一定の配慮をしていただきたい事項を定めて意見を募集しておりますので、ご理解をお願いします、
185	我々の地域では熊野宮、金毘羅宮と二つの神社を、先祖代々守ってきました。そこには鎮守の森と言われる森、竹林があり、間伐または、台風等により枝等が折れたりした場合はその枝等の処理をするため、また、お祭の松明、お正月	本ガイドライン（案）は、農業を営むための例外となる野外焼却をお示ししており、森や竹林の木竹は対象外となります。なお、法令では、風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却は焼却禁止の

	に御参りの区民等を、お迎えするための火焚き等で、木竹を燃やすことは問題ないのでしょうか。	例外と定められています。
186	我々の地区には多くのマンションが建っています。マンションの建築時には、緑地帯を設けることになっています。そこにも草は生え草刈処分も大変です。ダイオキシンが出るわけでもないので、その草を燃やすことは問題ないのでしょうか。	本ガイドライン（案）は、農業を営むための例外となる野外焼却をお示ししております。ご意見の緑地は、法令で定める例外には該当しませんので、適切に処理されるようお願いいたします。
187	大量の枯草などをクリーンセンターに運ぶ場合と少量の枯草を運ぶのは手間も多く時間もかかり不経済です。少量を燃やすのは許可するのは。	少量の焼却であっても市が、許可することはできません。農業を営むためのやむを得ない野外焼却であっても、少量ずつ周辺地域の生活保全に著しい支障のない範囲でお願いします。
188	お寺は農業振興地のように枯草の焼却は制限なしにできませんか。	お寺の刈草等の焼却は、法令の焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却の規定に当たらないと考えます。適切な処分をお願いします。
189	農家の野外焼却は農家にとっては最も大事な作業の一つです。自然を求めて三田に来られた方もおられると思います。野焼きの煙もおいも自然の景色の一つと考えて、少しゆとりをもって見ていただきたいと思います。	住宅地域と農村地域に暮らす人々が、それぞれの生活や文化をお互いが理解し尊重し合うことが大事だと考えます。
190	本件は、農地の野外焼却について通報された事例のみの対応のために作成されようとしているようで、我々から見ると異常に感じます。全体的な視点がないと市民全体に誤解を与える恐れがあるため、間違った方向に行かないよう配慮をお願い致します。本件は、公害防止との指摘ですが、実際煙害に遭った市民が通報している場合は当然行政指導すべきですが、被害もなく煙を発見しただけで有害でもないのに通報するのは営業妨害と考えます。これは、例えば市では騒音は近隣の危害報告がある場合に限られることと同様で同等の対応をお願いしたいと考えます。今回、意見を募集する中で市外の住民からの意見も聞いていると思いますが、法律が地域の自治体の状況を配慮することを前提としている以上、当然のことながら採用されないようお願いいたします。最近のネット社会の悪い面で、	本ガイドライン(案)は、農家の皆さんに法令の範囲内の例外となる野外焼却について、相当性と合理性から予見可能なものを一定判断できる基準を定めるとともに、市民の皆さんに例外となる野外焼却を正しく理解していただくためのものです。 皆様からいただきましたご意見を考慮の上、修正案に反映させます。

	<p>話題があるとフェイクをでっちあげ、すぐに煽る国民がいることも事実です。今回三田市だけがネットで話題になっていることも異常です。環境省から兵庫県警への回答書（環循摘発第1709151号）についても今後「伸びゆく三田」を通じて広く市民に周知させることが必要です。本件に関し、他の自治体のHPを参照しましたが、やはり地域の特色があるようで色々です。ただせめて近隣の田園都市の自治体の事例も参考にして作成頂きたいと思います。</p>	
191	<p>もし、警察に検挙された場合は、この条例によって守っていただけるのでしょうか。事情聴取になった場合は、市役所の方にはどのような対応をしていただけるのでしょうか。</p>	<p>警察に110番通報があれば、状況によって注意、事情聴取等をしなければならないのが、警察の立場であると考えます。市職員はやむを得ない焼却であるか否かを警察に伝えますが、最終は警察の判断になります。</p>
192	<p>ちなみに、この1年間で警察に検挙された件数はどのくらいあるのでしょうか。</p>	<p>三田市では検挙された件数は把握しておりません。</p>
193	<p>「地域の生活環境と農業振興の調和をめざして」とある。危惧していることは専業農家の減少と、それに伴う後継者問題で農器具も処分し、農作業の大部分を外部委託している方が多いという事実。今回の刈草焼却による警察の臨検などで、受託者が耕作を引き受けないという事態や耕作放棄地が続発するのではないかとと思われる。また、高齢者や女性が刈草焼却時に、警察の臨場を受けて、検挙され調書を取られることに怯えたり、恐怖を感じているのが現状の姿である。市民の安全を守るべきところが、一方的に農業生産者を取り締まるのは疑問に思う。市の担当者と連携しながら動いてないか、刈草のみの焼却は不問というガイドラインを認識しているのか不明だが、三田市として調整すべきと考える。</p>	<p>本ガイドライン(案)については、警察と協議してまいります。110番通報があれば、状況によって注意、事情聴取等をしなければならないのが、警察の立場であると考えます。周辺の生活環境に著しい支障がない範囲での野外焼却をお願いします。</p>
194	<p>交通事故を未然に防ぐために交通量の多い道路に面した場所での野外焼却は危険性が高く、人命を守るために市は積極的に具体的な対応策を示すべきである。</p>	<p>野外焼却の減少への取り組みを進めてまいります。</p>
195	<p>野外焼却の禁止は反対です。農業を営む為に今</p>	<p>本ガイドライン（案）は、農業を営むための野</p>

	までやってきたのです。	外焼却を禁止しているわけではなく、農業を営むためにやむを得ない野外焼却について、法目的である生活環境の保全に配慮するよう求めたものです。
196	通報者は、何ら自分の周辺的生活環境に被害が及ばない場合でも、煙を見ればすぐ警察に通報する。また、この通報により、警察が匿名であっても内容を精査することなくすぐ動く状況の改善が必要である。農業者への規制だけでなく、通報者への規制も必要で、警察は、通報の善悪を適切に判断して動くべきである。また、通報者はわかっているはずなので、三田市と警察が共に通報者に対して、野外焼却の理解を求めよう足しげく動くべきである。	警察は、110番通報があれば、状況によって注意、事情聴取等を行わなければならないのが、警察の立場であると考えます。 市民の皆さんに農業を営むための野外焼却について正しく理解していただくためにも本ガイドライン（案）を取りまとめましたのでご理解をお願いします。
197	農業を営むうえでの刈草や野菜の残さ焼却は地球環境の悪化につながるものではないことを明記すべきである。温室効果ガスとされる二酸化炭素の排出削減については地球規模で取り組みが進められている。我々が日々出している生活ゴミに含まれる化学物質を焼却した場合、また化石燃料を使用した場合、二酸化炭素だけではなく環境に悪影響を及ぼす多くの物質が排出される。農業を営むうえでの刈草や野菜の残さ焼却では二酸化炭素は発生するが、結果としては大気中の二酸化炭素の増加や大気汚染物質の放出に関係していないことを明記すべきである。	ご意見のとおり、刈り草や野菜残さを焼却した場合、カーボンニュートラルの考えが成り立ちます。しかし、野外焼却によるPM2.5質量濃度の上昇に直接的に影響を与える場合があることが報告されています。 刈り草などの焼却そのものは、二酸化炭素の増加に影響しませんが、野外焼却は、法令で生活環境の保全上、著しい影響を生じないものに限って認められることをご理解願います。
198	公聴会などをもって一般の意見を広く聞く場を設定していただきたい。意見を求められている9月から10月は、水稻農家にとっては収穫期である。更に意見の提出期間は2週間という短い期間である。三田市は意見を求める時期や意見をまとめる期間を考えて行うべきである。また、書面にて意見を出せない人や、(案)に対しての説明を求める場合もあるので公聴会などで一般の意見を広く聞く場も必要である。	ガイドラインについて盛り込んだ条例（案）の意見交換会を開催する予定です。
199	通報をくり返される市民の方と農業従事者による意見交換会を行い、意思疎通を図りたい。	通報は警察を通して、又は匿名通報であるため、意見交換会の開催は困難と考えます。

200	<p>ガイドラインに要望事項を反映していただき、その上で三田警察としっかりと協議調整を図りたい。適法に焼却を行っているにもかかわらず通報があったとして、警察の対応が現状のままであれば、ガイドラインの実効性が担保されない。一部通報者からの通報があれば三田警察も現場臨場した上での対応が必要になってくることは承知しておるところです。しかしながら通報者はどこから見て、火をつけると同時ぐらいに通報していると聞き及んでおります。通報者の方の臭いがついたり、屋内に煙が入ってきたりの迷惑を受けられているのでしょうか？農繁期の多忙な中、事情聴取に何時間も費やされたりすることは、農作業に多大な支障を来しているところですので。通報者に対しても何か被害があったのか、電話で通報を受けるだけでは無く通報者へ面接の上で被害の確認作業を強く要望いたします</p>	<p>本ガイドライン(案)については、警察と協議してまいります。110番通報があれば、状況によって注意、事情聴取をしなければならないのが、警察の立場であると考えます。周辺的生活環境に著しい支障がない範囲での野外焼却をお願いします。</p> <p>通報者に対しての対応は、ご意見として承ります。</p>
201	<p>年に5回の日役(ボランティア)を行っており、市道、公園の草刈、落ち葉処理はその典型的な作業です。例えこれを市が集めてくれることになっても集落全体の解決にはなり得ません。もともとこの焼却問題は、加害者と被害者の視点で処理すべきものと考えています。焼却により被害を受けている人に対して加害者は当然に配慮すべきであり、被害を受けてもいない人が趣味のようにパトロールをし、野焼きを見つけては通報する。その通報を受けただけで、行政側(警察)が立ち上がり被害者もいないのに法律違反であると判断し処分を下す。これは、全く理解できないことです。当然、プラスチック類やタイヤを焼却しているのであればダイオキシン問題であり、全体が被害者であるため通報があれば現地確認し処分は当然と考えています。</p>	<p>警察は、110番通報があれば、状況によって注意、事情聴取等を行わなければならないのが、警察の立場であると考えます。</p>
202	<p>ニュータウンの近く、住宅地に近い所と純農村地域で地域性を考慮して考える。</p>	<p>農村地域においても、生活環境上著しい支障がある場合においても同様の対応となると考えております。</p>
203	<p>今回のガイドラインは農業に関することのみで</p>	<p>林業を営むためにやむを得ない野外焼却として</p>

	すが、他の適用除外である林業や慣習に関することは今後検討されるのか。	は、林業者が行う伐採した枝条等が考えられますが、個別判断となりますので市へご相談ください。
204	農作物の安全で低農業化を図る上で田畑の雑草駆除する為、多量の農薬を使うのは矛盾する。	本ガイドライン（案）では、資源循環型農業への取り組みを推奨しており、多量の農薬を使うことの記載はしていません。
205	クリーンセンターでの処理は老朽化しているものが更に厳しく経費が増大する。市民の負担が多くなることを考慮すべき。	法令で野外焼却は原則禁止されています。農業者が農業を営むためにやむを得ない野外焼却であっても、法目的が生活環境の保全であることから、周辺的生活環境に著しい支障がない範囲で行わなければならないことをご理解いただけますようお願いいたします。
206	林業や山の管理作業でもやむを得ない場合は例外を適用すべきだと思います。	本ガイドライン(案)は、農業を営むためにやむを得ない野外焼却について対象としています。法令で林業者が行う伐採した枝条は廃棄物の焼却禁止の例外とされていますのでご理解をお願いします。
207	私は非農家で公道や住宅から離れたところに家庭菜園があり栗、柿、ミカン、野菜等を作っています。剪定した枝や枯れ木は1年ほど放置し乾燥させて薪として風呂を加熱する燃料としていましたが加齢のためそれも出来なくなってきました。化石燃料への切り替えやむなしです。又、家の周りの垣根を剪定した枝葉の処理もしかりです。三田市内の非農家全てのものを市の焼却炉で処分しないと罰せられるとなれば同じ市民同じ納税者を不当差別されることになり市焼却場まで運搬し化石燃料を使用して焼却するとなるとCO2の排出増加ー地球温暖化に加担することになります。もっと広い視野で根本的公平公正に考えるべきである。	法令で野外焼却は原則禁止されています。法令でたき火、キャンプファイヤーなどを行う際の木くず等の焼却は日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却として例外とされていますのでご理解をお願いします。
208	農業者は必ず違法行為をするもの、そして必ずそのときには被害者がいるという前提に立てば、ただお願いするだけでは全く効果はないということをいい加減認識されては。喫煙には喫煙室があるのと同様、野焼きをどうしても推奨したいのであれば、野焼き専用エリアでも作ったらどうですか。	本ガイドライン（案）では、野外焼却を推奨しているのではなく、法令の範囲内の例外となる野外焼却について、相当性と合理性から予見可能なものを一定判断できる基準を定めたものです。

209	<p>野焼きは大気汚染の原因になり、多くの市民が健康被害を訴えています。そのため、環境省と農水省が野焼き削減に取り組んでおり、作物残さや雑草等の有機物は土壌に還元するように求められています。</p> <p>廃棄物処理法その他の諸法によると、地方公共団体と事業者は国の政策に従う責務があります。つまり、三田市と農業者は作物残さと雑草の有効活用に努める責務があるという事です。</p>	<p>本ガイドライン（案）では、資源循環型農業への取り組みの推奨、野外焼却削減の取り組みの推奨を記載しています。</p>
210	<p>私は、三田市で一般農業法人をしている会社の監査役であり、会社が農業法人であるので、ガイドライン（案）の3 該当者にあたります。</p> <p>9月15日に配布して、10月1日までに意見をください。期間が短すぎる。お米の収穫等農繁期にあたる上、今年は台風の影響で農業従事者はかなり忙しいのに、15日程度で何の意見が言えるのか。</p>	<p>今回の意見募集期間については短い期間ではありますが、今後ガイドラインを、制定を予定しております条例に調整条項として盛り込み、意見交換会や意見募集を行いますのでご理解をお願いします。</p>
211	<p>近隣とは、焼却場所と民家との距離。民家近くでの焼却は大変迷惑。生産者に自覚不足が問題では。</p>	<p>距離は特に定めていませんが、周辺的生活環境への影響が軽微な範囲での焼却をお願いしております。</p>
212	<p>「悪質な産業廃棄物処理業者や無許可業者による廃棄物の焼却に対して、これらを罰則の対象とすることにより、取り締まりの実効を上げるためのもの」の文書は悪質事業者以外の農業事業者は燃やして良いという印象を受けますが、何人も原則禁止です。誤解を招く可能性があるので書く必要はありません。</p>	<p>「1目的」冒頭に廃棄物の野外焼却は原則禁止と記載し、法令の範囲内で例外となる野外焼却であっても、周辺地域の生活環境の保全上、著しい支障を生じないものに限ってと記載しております。</p>
213	<p>「地域の生活環境と農業振興の調和を図るため、市民の皆さんに野外焼却について正しく理解していただく」の文書は市民に苦痛と我慢を強いる印象を受けますが、農林水産省「農業環境規範」の中で「農業生産に対する理解と支持を得ていくためにも、環境に配慮した取組は欠かせません。」と書かれており、国の政策と矛盾しています。</p>	<p>市民の皆さんにも農業の営みから水源涵養や景観の保全がされていることを理解していただきたく、農地の多面的な機能を記載しております。本ガイドライン（案）においても、資源循環型農業への取り組みの推奨を記載しております。</p>
214	<p>「刈り草や野菜などの残さ等の野外焼却は、農作物の病害虫の防除や鳥獣被害の軽減、また、</p>	<p>本ガイドライン（案）は、法令の範囲内で農業を営むためにやむを得ない野外焼却において</p>

	刈り草等処分する作業上の問題などから、農村社会の慣習として日常的に通常行われてきたものです。」の文書は三田市で行われる野焼きのほとんどは作物残さや雑草を一カ所に集めて燃やすものです。作物残さや雑草はほ場に放置すると病虫害の温床になりますが、ほ場から持ち出した時点で病虫害の問題は解消されます。ほ場から持ち出した廃棄物は事業者の責務として、再利用か適正処理しなければなりません。法律や国の方針は日々変化しており、我々国民はそれに従わなければなりません。習慣として行われていたことは言い訳になりません。	も、生活環境の保全に配慮が必要なことから、「7実施方法(2)」で少量の焼却を遵守することを記載しております。 また、資源循環型農業への取り組みを推奨しております。
215	実施方法の記述について、冒頭に「やむを得ない場合であっても」の一文は必須です。また、福島市の例では「例外に当たる焼却であっても、生活環境保全上の支障が生じる場合は、改善命令の対象となり、これに従わない場合は処罰の対象となります。」と書かれています。どのような場合でも処罰の対象になり得ることを明記することが、安易な野焼きを抑制させるきっかけになります。	「7実施方法」は、農業を営むためのやむを得ない例外となる野外焼却の実施にあたっての遵守事項を示しています。 行政処分については、「7実施方法」下段に記載していますが、別途制定する条例に盛り込む予定をしております。
216	たき火は認められているのに家庭から出た庭木の枝や葉を燃やす事が出来ないのは整合性に欠けています。	本ガイドライン(案)は、農業を営むためにやむを得ない野外焼却についてお示ししているため、農業行為であるかどうかを限定的に判断する必要があることから記載したものです。
217	三田の住環境は農業者が必死の思いで守っています。連続してやって来る台風で根を上げて離農者が増えるのではと心配しております。三田の荒廃に拍車がかかります。ほ場横の竹林も荒廃が目立ちます。三田の農業を心から案じます。	三田の里山の住環境は、農業の営みから支えられています。しかし、農村地域の慣習として行われる野外焼却であっても、生活環境への配慮が必要であると考えます。
218	近くに田畑があり野焼きの臭いに悩まされている者です。他の農業が盛んな自治体では野焼きを減らす事に成功したところもあり、三田市も真剣に取り組んでほしいです。相談ダイヤルが携帯電話一回線のみで、パトロールも少ない職員の方で回しているみたいなので、野焼き対策の人や予算を増やしてほしいです。出来るならゴミの日を決めて、農家で出た藁などの残さ物	本市においても、野外焼却の削減に取り組んでまいります。ご提案の取り組みは今後の検討課題と考えております。 なお、ガイドラインを盛り込んだ条例を制定する予定です。

	をゴミ収集車で回収して焼却場で燃やしてほしいです。農家の方の善意に任せるのではなく、三田市として条例できちんと取り決めてほしいです。	
219	具体的な事案や苦情件数、通報の時間帯などを教えて欲しい。	主な苦情の内容は「煙が部屋に入ってくる。」「健康被害の訴え」です。苦情件数は昨年度は62件、本年度は9月19日時点で161件です。通報の時間帯は主に夕方です。
220	行政からパッカー車での巡回収集をお願いしたい。	ゴミ収集車での回収は現在考えておりませんが今後の検討課題と考えております。
221	苗などの堆肥化に係る支援をお願いしたい。	周辺地域の生活環境に配慮した取り組みに協力していただける団体をモデル地区として指定し、様々な支援を検討します。
222	市と農業者との連携ができていない。警察の取り締まりも厳しくなっている。	農業者の皆さんには、今後もガイドラインの説明を行ってまいります。 警察は、110番通報があれば、状況によって注意、事情聴取等を行わなければならないのが、警察の立場であると考えます。
223	匂い、煙どこまでが良いのか、煙を見るだけでもアレルギー反応をおこす方もいる。	野外焼却に伴う煙害については、煙の量だけでなく、被害を受けた方の状況によっても変わります。まずは、法の趣旨を正しく理解していただき、野外焼却の減少に取り組む必要があると考えます。
224	ニュータウンの住民と農家との解釈が違うのではないか。	野外焼却に関しては、すべての市民が正しく理解していただく必要があると考えます。
225	ニュアンスや表現などを文章に表わすのは難しいと思う。	野外焼却に伴う煙害については、煙の量だけでなく、被害を受けた方の状況によっても変わります。まずは、法の趣旨を正しく理解していただき、野外焼却の減少に取り組む必要があると考えます。
226	農業者世代でのモラルや経験の差もある。	ご意見のとおり、野外焼却を行う農業者によって焼却方法が異なりますことから本ガイドライン（案）に基づいて行っていただきたいと考えます。
227	野焼きでの死亡例もある。安全面での配慮は必要である。	ご意見のとおり、野外焼却による死亡事例のあることから、安全面には十分な配慮が必要と考えます。

228	道路に野焼きの煙が立ち込め事故になり、道交法で摘発されたケースもある。	ご意見のとおり、野外焼却に伴う交通事故も発生しておりますことから、農業を営むためにやむを得ない焼却であっても、周辺的生活環境に著しい支障がない範囲で行わなければならないと考えます。
229	焼却施設に持ち込むにも労力や費用面で赤字になる。	周辺地区の生活環境に配慮した取り組みに協力していただける団体をモデル地区として指定し、様々な支援を検討します。
230	地域によってはマンションなどの入居時に農村地域である風習の誓約書をとっている。	住宅地域と農村地域に暮らす人々が、それぞれの生活や文化をお互いが理解し尊重し合うことが大事だと考えます。
231	「洗濯物に臭いが付く」、「煙が部屋に入り、窓を開けられない」等の煙害による周辺住民の生活環境を守るといふのであれば、まったく住居のない山間部も含め市域一律に規制を掛けるのはどうか。「概ね住宅から〇〇mの範囲」というようにエリアを限定し禁止区域を設定することで対応できるのではないのか。	煙は風で漂いますので、一概にこの範囲とは言い切れないと考えますので、周辺的生活環境に影響が軽微な範囲での焼却をお願いします。
232	なぜ、三田市だけが野外焼却について厳しく言うようになったのか。	法令で野外焼却は原則禁止されています。農業者が農業を営むためのやむを得ない野外焼却であっても限定的であるべきと考えます。
233	「周辺地域」の定義とは、どの程度の範囲をもっていうのか。住宅隣接地での焼却は当然の事として、当該地域からの苦情も無い。市行政は、生活がかかっている者の立場も踏まえ対応してもらわなければ困る。やるなら焼却により、どの周辺に被害を及ぼしているのかを検証すべきである。きつく言えば時間と労力の無駄遣いである。まずは警察との摺合せが必要である	周辺地域の定義は、煙は風で漂いますので、一概にこの範囲とは言い切れないと考えます。 野外焼却による生活環境への影響は市域のどの地域にも起こり得る問題であるため、まずは、法の趣旨を正しく理解していただき、野外焼却の減少に取り組んでいただく必要があると考えます。 本ガイドライン(案)については、警察と協議してまいります。

234	<p>三田市環境衛生課は、オンブズパーソン意見申立6号の調査結果通知書の中にある通り、市民に対して極めて不適切な対応をしている事実がある。これらの事実より、環境衛生課が不適切な見解に基づいた意見しか出せないことを考えれば、環境衛生課がガイドライン検討に参加しても意味が無い。まずは、三田市環境衛生課をこのガイドライン検討に参加させないことを要求する。</p>	<p>本ガイドライン（案）の策定にあたっては、環境衛生課を含めた環境部門と農業部門、法制部門により構成された会議により検討しております。</p>
-----	---	--